

災害に強く、夢や希望の持てる
ワクワクする西尾市

1

2

4

3

西尾市 国土強靱化地域計画

2020[R2] ▶ 2025[R7]

はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきました。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、長期的な視点から地域づくりを着実に実施する必要があります。

こうしたことから、国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年（2013 年）12 月 11 日公布・施行）に基づき、平成 26 年（2014 年）6 月に国土強靱化基本計画が策定され、政府一丸となって、強靱な国づくりが計画的に進められております。

本市においては、南海トラフ地震の発生により、県内で最も深刻な被害が予測されるとともに、降雨の局地化・集中化・激甚化による大規模な風水害や土砂災害の発生も懸念されています。このような自然の猛威から目をそらさず、正面から向き合うため、「西尾市国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

この計画は、市民の皆様の生命や財産はもちろんのこと、本市におけるモノづくりを中心とした産業・経済社会についても、大規模自然災害等から守ることを目的としております。

この計画に基づき、本市では国、県、近隣自治体及び民間事業者等の関係者と連携し、「備えあれば 憂いなし」を念頭に、大規模自然災害等が発生した場合には、市民の皆様の生命や財産が守られ、さらに社会経済活動がしっかりと維持されるよう、これまで以上に取り組んでまいります。

また、地域の強靱化を実効あるものとするためには、市だけではなく、市民の皆様や民間事業者を含め、全ての関係者の叡智を結集し、総力をあげて取り組んでいく必要がありますので、今後ともより一層のご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和 2 年（2020 年）8 月



西尾市長 中 村 健

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1	国土強靱化の理念と基本目標	1
1-2	計画の策定趣旨	1
1-3	計画の位置づけ等	2

第2章 西尾市の地域特性等

2-1	西尾市の地域特性	4
2-2	西尾市に影響を及ぼす大規模自然災害等	14

第3章 西尾市の強靱化に向けた基本的な考え方

3-1	目指すべき将来の地域の姿	26
3-2	西尾市の強靱化の基本目標	26
3-3	西尾市の強靱化を進める上での留意事項	26

第4章 西尾市の強靱化の現状と課題（脆弱性^{ぜいじゃくせい}評価）

4-1	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定...	28
4-2	脆弱性 ^{ぜいじゃくせい} 評価の実施手順と結果	30

第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

(1)	直接死を最大限防ぐ	31
(2)	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	40
(3)	必要不可欠な行政機能を確保する	53
(4)	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	56
(5)	経済活動を機能不全に陥らせない	60
(6)	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	64
(7)	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	69
(8)	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	76

第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

6-1	リスクコミュニケーション	83
6-2	人材育成	85
6-3	老朽化対策	85
6-4	産学官民・広域連携	86

第7章 計画推進の方策

7-1	計画の推進体制	88
7-2	計画の進捗管理	88
7-3	計画の見直し等	88

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1-1 国土強靱化の理念と基本目標

平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

平成30年（2018年）12月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念について、次のように述べている。

《国土強靱化の理念（抜粋）》

大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

（基本計画 第1章 国土強靱化の基本的考え方より）

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進することとしている。

1-2 計画の策定趣旨

本市では、平成29年（2017年）度に第7次西尾市総合計画後期計画を策定し、6つの基本目標の一つとして「安全とうるおいのある環境づくり」を掲げ、安心・安全なまちづくりを進めている。

一方、国では平成30年（2018年）に国土強靱化基本計画を見直し、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を位置づけるなど、地方自治体に対しても国土強靱化に向けた総合的で重点的な取組を促進している。

西尾市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、こうした背景を受け、防災・減災対策の取組を念頭においたうえで、今後の本市の強靱化に関する施策を国並びに愛知県の国土強靱化に関する政策との調和を図りながら、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的・計画的に推進する指針として策定するものである。

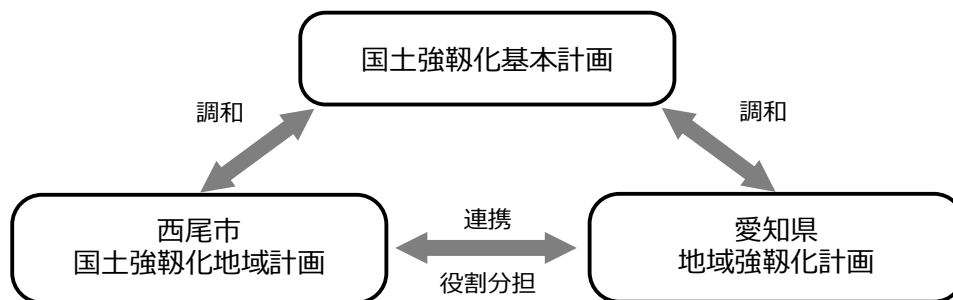
1-3 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものである。

そのため、基本計画に示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画との調和を保ちつつ（基本法第 14 条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を図ることとする。

図 1-1 基本計画・愛知県地域強靱化計画との関係



(2) 対象とする区域

本計画の対象は、西尾市全域とする。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要となることが考えられるため、国、県及び近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

特に西三河地域は、愛知県のほぼ中央部を縦断する形で位置し、9市1町で形成された地域である。中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の 8.3%（年間約 25 兆円）を占め、日本を代表する産業集積地である。

こうした活発な産業活動を背景に 160 万人余り（令和 2 年(2020 年)4 月時点）が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える第 3 次産業に携わる市民によりまちが形成されている。そのため、大規模災害が発生した場合には、市民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

(3) 計画の推進期間

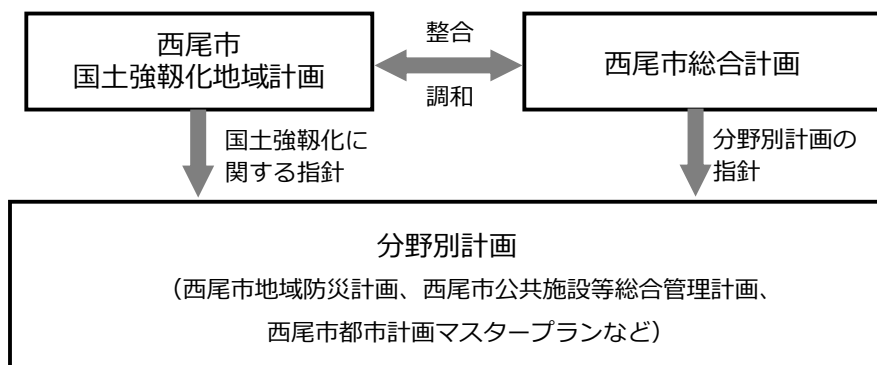
本計画の推進期間（計画期間）は、令和 2 年（2020 年）8 月から令和 7 年（2025 年）度末までとする。

その後は、施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね 5 年毎に行う。

(4) 総合計画及び分野別計画との関係

本計画は、市の最上位計画となる「西尾市総合計画」と並列の位置付けとし、整合・調和を図りながら、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の計画の指針となるものである。

図 1－2 西尾市総合計画及び分野別計画との関係



第2章 西尾市の地域特性等

2-1 西尾市の地域特性

(1) 地 形

本市は、愛知県の中央南部の矢作川下流に位置し、面積は 161.22km² で、愛知県全体の 3.1% を占めている。また、名古屋市からは、約 45 km 圏内にある。

市の西側は矢作川を隔てて碧南市と対し、北側は安城市及び岡崎市、東側は蒲郡市及び幸田町と接し、南側は三河湾に面している。三河湾には佐久島、梶島、前島、沖島が点在している。

市域は、矢作川が形成した岡崎平野の最下流域にあり、矢作川のかつての本流(現矢作古川)に沿って形成された低地と、安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が 5 m から 10m の高さで南に伸びている。東部には、標高 349m の主峰三ヶ根山を頂点とする山地が形成されている。

また、矢作川河口の新田地帯は、江戸時代中期からの干拓地である。

図 2-1 西尾市の地勢・交通網



出典：西尾市制 65 周年記念要覧〈17 万人のふるさと発見誌〉(2018 年 12 月発行)、
西尾市都市計画マスタープラン (2018 年 5 月改定)

(2) 人口動向

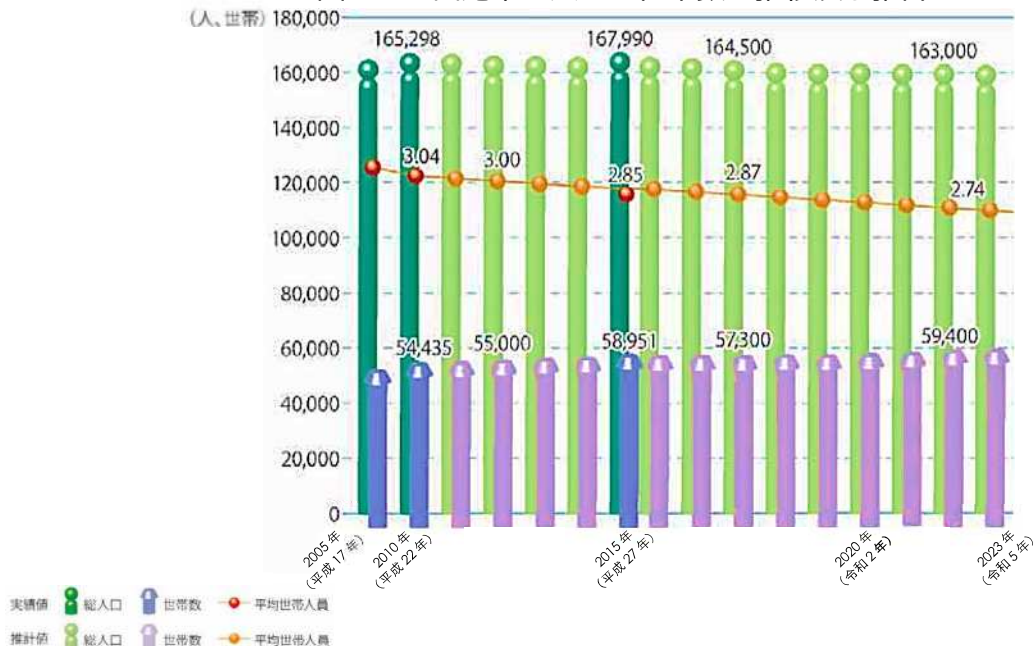
①人口の推移と将来推計

本市の人口は、これまで一貫して増加傾向が続いており、平成 27 年（2015 年）には 167,990 人となっているが、今後は減少局面に転換することが推計されている。

したがって、第 7 次西尾市総合計画後期計画によると、令和 7 年（2025 年）の人口は 161,800 人を想定する。

また、世帯数については、引き続き増加傾向にあることから、59,400 世帯になると推計する。

図 2-2 西尾市の人口・世帯数の推移及び推計



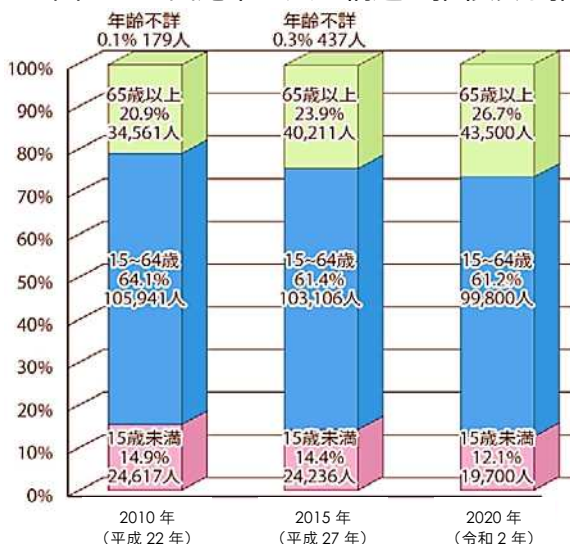
出典: 第 7 次西尾市総合計画後期計画

②人口構造の推移と推計

主たる労働力となる 15～64 歳（生産年齢人口）及び 15 歳未満（年少人口）の人口はすでに減少傾向にある一方、65 歳以上（老年人口）は増加し続けると推計されている。

第 7 次西尾市総合計画後期計画によると、令和 4 年（2022 年）における人口構造は下図のとおりである。

図 2-3 西尾市の人口構造の推移及び推計



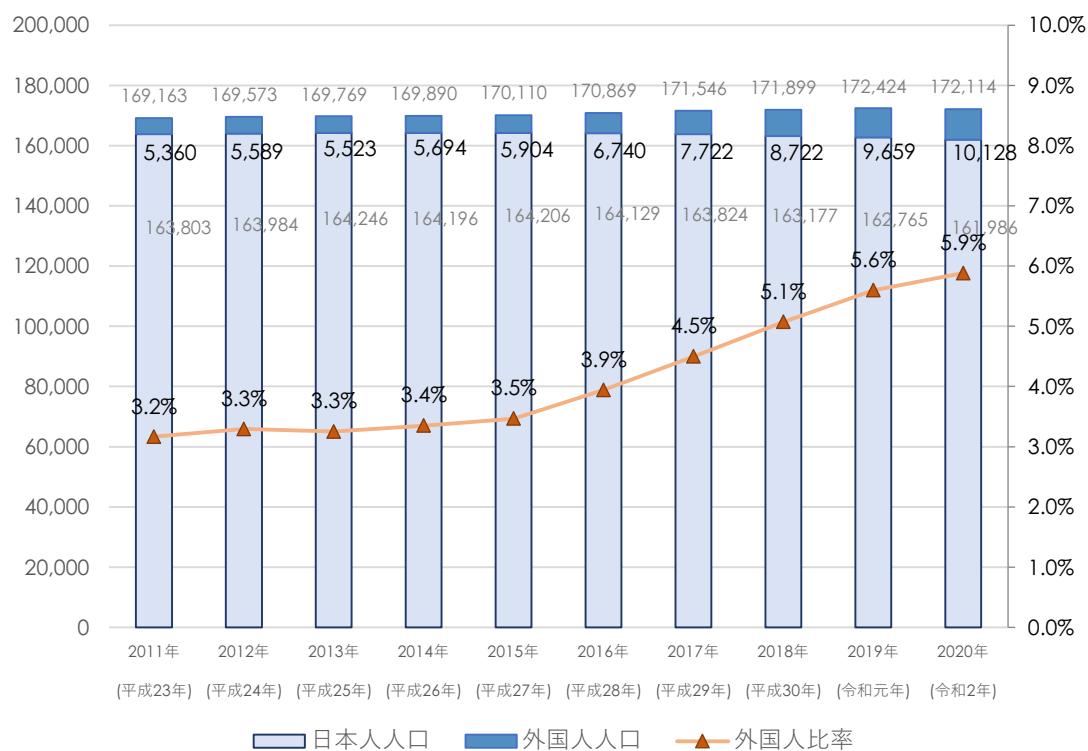
出典: 第 7 次西尾市総合計画後期計画

③外国人市民の推移

本市では、外国人市民が増加傾向にあり、令和2年（2020年）には10,128人にのぼり、総人口に占める外国人比率は5.9%まで上昇している。

このように、高齢化の進行や外国人市民の増加を受けて、災害時における要配慮者※¹への対応が懸念されている。

図 2-4 西尾市の外国人市民・比率の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

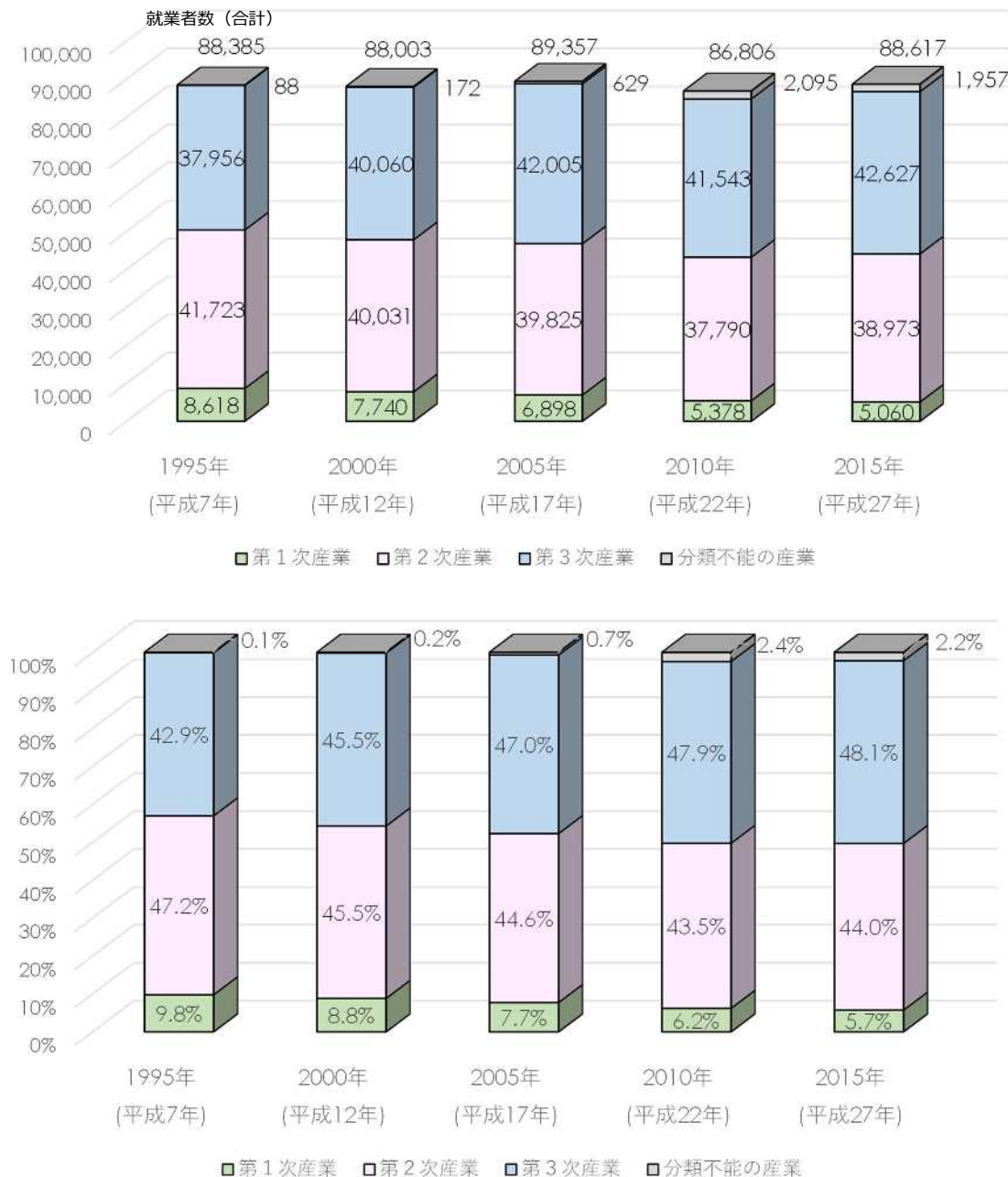
※¹ 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人等の災害時に特に配慮を要する人

(3) 経済特性

就業者数は、平成7年（1995年）まで増加傾向にあったが、平成12年（2000年）以降は若干の増減を繰り返しながら推移し、平成27年（2015年）には88,617人となっている。

産業別の構成比は、平成12年（2000年）以降は第3次産業が最も多く、推移をみると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にある。ただし、第2次産業は平成27年（2015年）に増加に転じている。

図 2-5 西尾市の産業別就労者数・割合の推移



出典:国勢調査結果（総務省統計局）

本市は、西三河南部地域の中核的な都市として自動車関連産業の発展とともに成長を続けた一方、日本有数の生産量を誇る抹茶（てん茶）やカーネーション、養殖ウナギ、アサリなど農水産物の生産拠点としても発展している。

また、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は三河湾国定公園に指定されている。

以上のように、海・山・川に囲まれた豊かな自然環境の中で、地域に根ざした多様な文化と農・工・商のバランスのとれた産業を育んでいる。

表 2-1 西尾市の産業に関する統計まとめ

統計指標	現状値	備考
農業産出額	16,790 百万円	農林水産省 平成 29 年市町村別農業産出額（推計）
製造品出荷額等	1,707,545 百万円	経済産業省 平成 30 年工業統計調査
年間商品販売額	268,954 百万円	経済産業省 平成 28 年経済センサス活動調査
観光入込客数	3,517,154 人	愛知県平成 30 年愛知県観光レクリエーション利用者統計

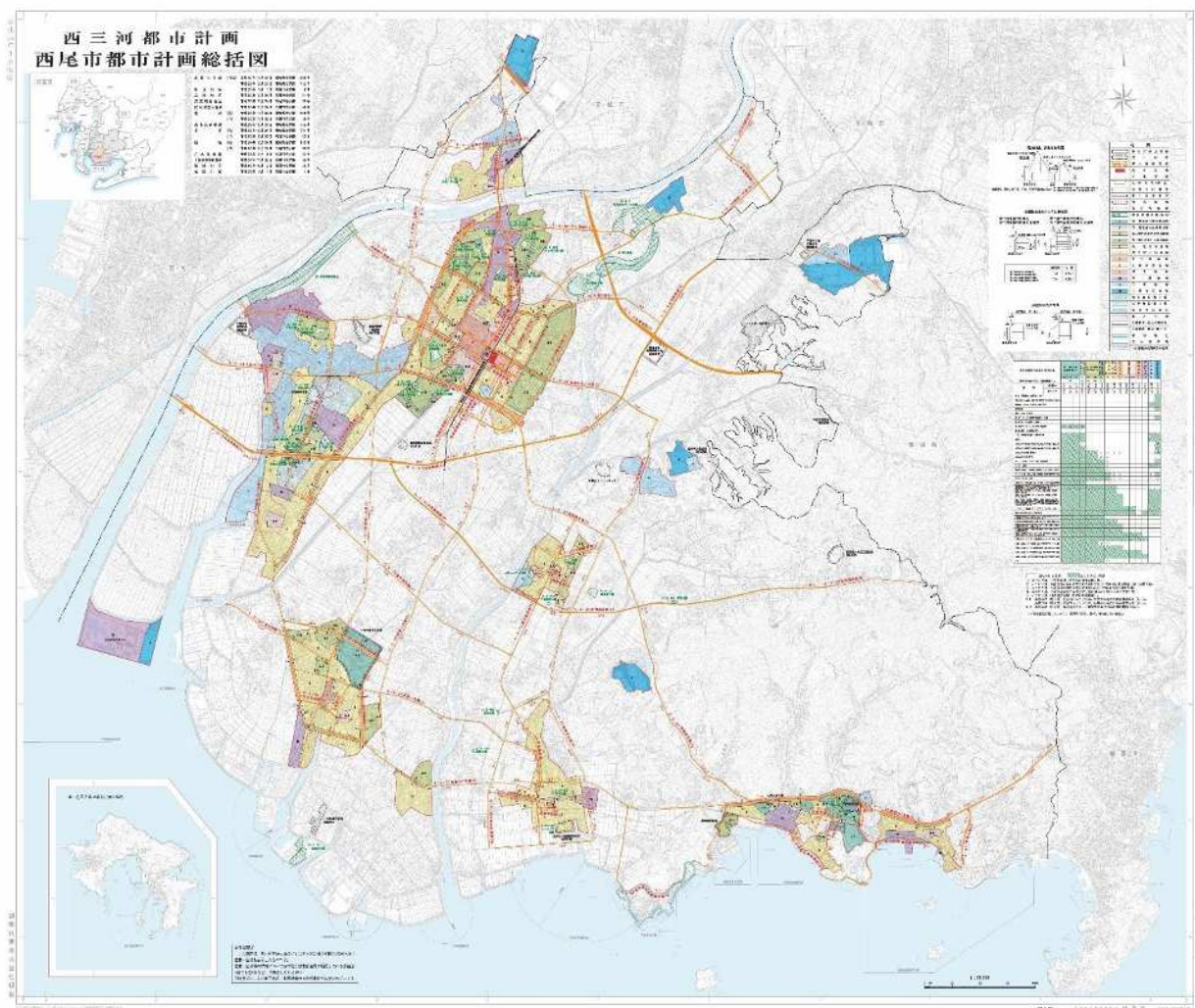
(4) 土地利用の現状

本市は、市域の大半が西三河都市計画区域に含まれており、区域区分が適用されている（市街化区域：2,832ha、市街化調整区域：13,117ha）。

土地利用は、農用地が 32.9%で最も多く、次いで宅地が 19.0%となっている。農用地のうち、田が 21.4%で最も多く、次いで畑が 11.5%となっている。また、宅地のうち、住宅地が 12.5%であり、宅地の約 3 分の 2 を占めている。

都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化等が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地は火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

図 2-6 西尾市都市計画総括図



出典:西尾市都市計画マスタープラン（平成 30 年（2018 年）5 月改定）

表 2-2 土地利用区分面積

		面積 (ha)	構成比 (%)
行政区域		16,122	100.0
土地利用区分	宅地	3,071	19.0
	住宅地	2,019	12.5
	その他 ¹⁾	1,052	6.5
	農用地 ²⁾	5,300	32.9
	田	3,450	21.4
	畑	1,850	11.5
	森林・原野	2,492	15.5
	道路	1,379	8.6
	水面・河川・水路	1,257	7.8
	その他	2,622	16.3
都市計画区域	都市計画区域	15,949	98.9
	市街化区域	2,832	17.6
	市街化調整区域	13,117	81.4

※ 1) は「宅地」から「住宅地」を除いた値

参考：西尾市都市計画マスタープラン（2018 年 5 月改定）

（５）社会資本の老朽化対策

①公共施設の現況と課題、管理に関する基本方針

本市が管理する公共施設は、全体で 331 施設あり、一つの建物の中に複数の施設を有する複合施設を一施設としてみなした実質の施設数は 293 施設である。棟数は 1,214 棟、延床面積は 539,216.73 ㎡（リース建物 16 棟、1,761.86 ㎡を含む。）である。

実質施設数で最も多いものは福祉施設で 83 施設、全体の約 28%を占める。延床面積で見ると学校教育施設が 239,783.64 ㎡（43 施設）で、全体の約 44%を占める。

表 2-3 施設類型ごとの公共施設の延床面積

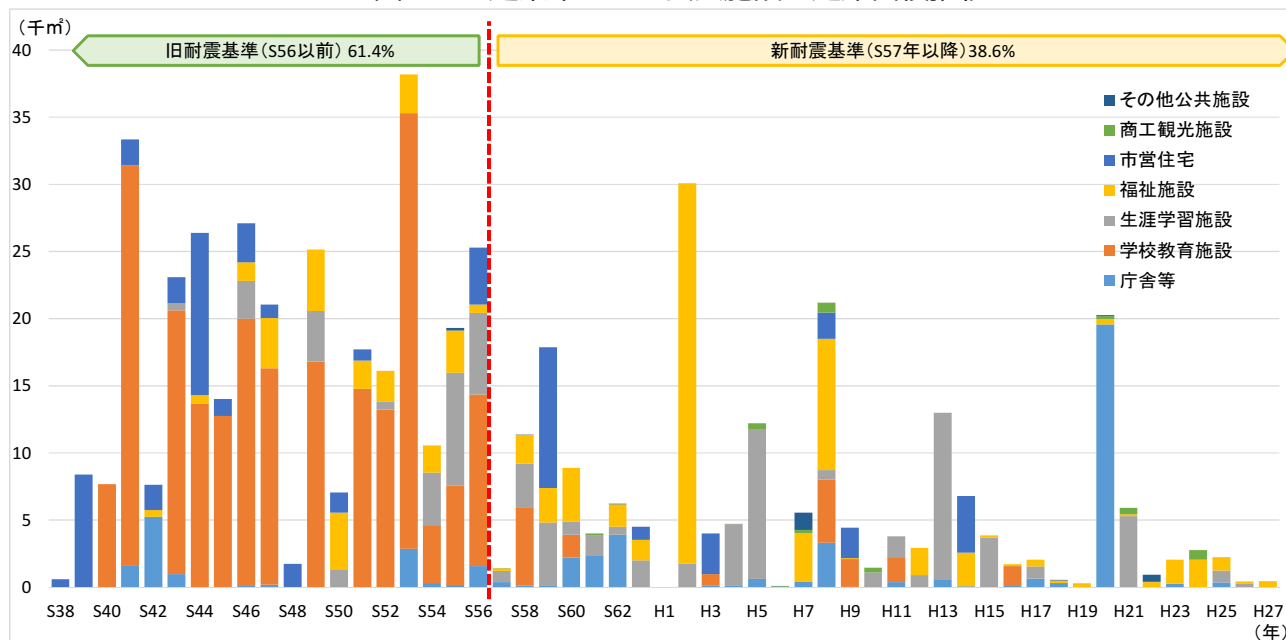
大分類	小分類	施設数	実質施設数	棟数	延床面積 (㎡)
庁舎等	本庁舎、支所、出張所	8	6	23	32,999.83
	消防庁舎、防災施設	32	32	43	9,626.31
	その他の行政系施設	19	19	30	6,384.33
学校教育施設	小学校、中学校、看護専門学校	37	37	421	231,185.98
	幼稚園	3	3	13	5,646.40
	給食施設	3	3	9	2,951.26
生涯学習施設	社会教育施設	22	21	38	27,913.75
	文化施設	12	12	39	18,325.47
	スポーツ・レクリエーション施設	12	12	16	40,115.89
福祉施設	児童福祉施設、子育て支援施設	84	54	111	39,539.06
	社会福祉施設、高齢者福祉施設	26	21	26	16,777.72
	医療保健施設	6	6	21	36,539.14
	火葬場	2	2	11	1,681.68
市営住宅	市営住宅	28	28	354	63,703.68
商工観光施設	商工観光施設	18	18	38	3,510.06
その他公共施設	その他公共施設	19	19	21	2,316.17
合計		331	293	1214	539,216.73

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

平成 27 年度（2015 年度）末現在、本市の平均建築年数は、約 26 年で、築 40 年以上の施設が 203,702.05 ㎡で全体の 37.8%を占める。

これらの施設の建替が今後一斉に押し寄せてくることが予測されることから、より効率的な維持管理方法の検討や長寿命化対策が必要である。

図 2-7 建築年ごとの公共施設の延床面積推移



出典：西尾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

公共施設の管理に関する基本方針は以下のとおり定められている。

- ①人口減少に伴って、機能を維持する方策を講じながら、公共施設の保有総量を段階的に圧縮するため、原則として、新たな公共施設は建設しない。ただし、政策上、新たな公共施設の建設を計画した場合、既存施設の廃止を進めることで、施設の保有総量の抑制を図るものとする。
- ②現有の公共施設が更新（建替）時期を迎える場合、機能の優先順位に基づき施設維持の可否を決め、優先度の低い施設は原則として、すべて統廃合を検討する。
- ③公共施設のマネジメントを一元化して、市民と共に公共施設再配置を推進する。

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）による。

②インフラの現況と課題

本市が管理するインフラ（道路、河川・漁港、公園・緑地等、上下水道など、都市基盤を形成する施設）は下表のとおりとなっている。

表 2-4 インフラの現況（平成 27 年度(2015 年度)末現在）

道路・橋梁等	市道	6,608 路線、延長 2,011,165m、面積 9,849,463 ㎡
	橋りょう	1,282 橋、延長 7,527.85m、面積 42,797 ㎡
	歩道橋	4 橋、延長 66.61m
	トンネル	4 箇所、延長 1,434m
河川・漁港	準用河川	12 本、延長は 10,951m
	普通河川	24 本、延長は 17,970m
	市管理漁港	6 漁港
公園・緑地等	都市公園・緑地	60 箇所、面積 794,038 ㎡
	農村公園	2 箇所、面積 8,020 ㎡
	シルバーパーク	1 箇所、面積 2,018 ㎡
	児童遊園	50 箇所、面積 34,780 ㎡
	ちびっ子広場	66 箇所、面積 27,374 ㎡
	広場	19 箇所、面積 27,825 ㎡
	屋外スポーツ施設	26 箇所、面積 303,944 ㎡
上水道		延長 1,345,578m
下水道（污水）	下水道管（公共下水）	延長 816,849m
	下水道管（農業集落排水）	延長 193,608m
	ポンプ場（公共下水）	1 箇所、268.67 ㎡
	ポンプ場（污水）	1 箇所、8.91 ㎡
雨水関連施設	下水道管（雨水）	延長 38,484m
	ポンプ場（雨水）	2 箇所、面積 1,453.32 ㎡
	樋管	25 箇所
	調整池	16 箇所、容量 138,978 ㎡
主なインフラ	排水機場	77 箇所、面積 8,254.85 ㎡
	ため池	74 箇所、貯水量 772 千トン
	飲料水兼用耐震性貯水槽	9 箇所、容量 860 ㎡
	渡船場	1 箇所
	防火水槽	373 基

参考:西尾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月策定）

インフラは、法定耐用年数を既に経過しているものや耐震化されていないものがある等の課題がある。また、市民の生命、生活に直結するものも多く、施設の総量の縮減は考えにくいため、新規整備・改修・更新を計画的に行う必要がある。

③プラントの現況と課題

本市が管理するプラント（ごみ処理施設や下水処理施設のように、特に建物のみならず、内部の設備・機械類の改修・更新経費が多くかつ頻度が高い施設）は、下表のとおりとなっている。

表 2-5 プラントの現況（平成 27 年度（2015 年度）末現在）

上水道施設	配水場	4 箇所
	送水場	3 箇所
	ポンプ場	9 箇所
	その他	3 箇所
下水処理施設	し尿処理場	1 箇所
	集落排水処理場	20 箇所
	その他	2 箇所
ごみ処理施設	ごみ焼却場	1 箇所
	一般廃棄物処分場	6 箇所

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（2017 年 3 月策定）

プラントは、インフラと同じく、法定耐用年数を既に経過しているものや耐震化されていないものがある等の課題がある。また、市民の生命、生活に直結するものもあり、施設の総量の縮減は考えにくいいため、インフラと同様に新規整備・改修・更新を計画的に行う必要がある。

④インフラ・プラントの管理に関する基本方針

インフラ及びプラントの管理に関する基本方針は以下のとおり定められている。

- ①施設の適切な維持管理等を推進し、長寿命化を図ることで、財政負担の縮減と平準化に取り組む。
- ②更新する施設の優先度を考慮し、計画的に老朽化対策や耐震化等を行うことで、将来にわたる安全・安心なサービスの提供と施設の安全性確保に取り組む。
- ③人口構成や住民ニーズの変化に対応し、サービス水準の維持を前提とした施設数量の適正化に取り組む。

出典：西尾市公共施設等総合管理計画（平成 29 年度（2017 年）3 月策定）による。

インフラ・プラントは公共施設と性質が異なるため、安全・安心なライフラインの確保を優先する。その上で長寿命化を進めることで効率化を図り、経費の縮減と平準化を図っていくこととする。

2-2 西尾市に影響を及ぼす大規模自然災害等

(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本計画で想定するリスクは、地震、津波、風水害（洪水・高潮・土砂災害等）、異常渇水の大規模自然災害等を主な対象とする。ただし、災害の規模等を限定するものではない。

一方、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定するうえでは、地震・津波や高潮などの具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定がない災害については、過去の災害事例を参考とした。

(2) 地震・津波により想定される被害

① 既往の地震とその被害

過去に本市に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震の2つのタイプがある。

ア. 海溝型地震

南海トラフ沿いで発生する大地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
宝永4年 (1707年)	8.6	宝永地震	渥美(現田原市)、吉田(現豊橋市)で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7~6。津波も来襲し、渥美表浜で6~7mにもなった。
安政元年 (1854年)	8.4	安政地震	宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6~5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8~10m、知多半島西岸で2~4mとなり被害が出た。
昭和19年 (1944年)	7.9	東南海地震	西は九州から東は関東地方までの全域と、東北地方・北海道の一部分の広範囲にわたって人体に感じ、紀伊半島東部・伊勢湾周辺、熊野灘沿岸で特に揺れが激しかった。 県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6~5、一部7。小津波あり(波高1m内外)、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

イ. 内陸型地震

出典：西尾市地域防災計画 地震・津波災害対策編（令和元年度修正）

陸地の断層の破壊によって発生する地震で、過去に次のような被害が発生している。

発生年	マグニチュード	地震名	その他の被害、特徴
天正14年 (1586年)	7.8	天正地震	この地震の震央は伊勢湾で、長島付近では大被害を受け震度7、尾張部6、三河部6~5。津波高2~4m。
明治24年 (1891年)	8.0	濃尾地震	県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7~6。
昭和20年 (1945年)	6.8	三河地震	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡(現西尾市)、碧海郡(現碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市及び現岡崎市・豊田市・西尾市の一部)に大被害が生じた。被害は県全体で、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7~6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

			当時の幡豆郡の被害は、死者 1,170 人、負傷者 2,520 人、住家の全壊 3,693 棟、半壊 6,388 棟、非住家の全壊 3,468 棟、半壊 5,751 棟で、住家の被害率は 39.6%であった。 (「三河地震の被害の総括」(1978)による。)
--	--	--	--

②南海トラフ地震により想定される被害 出典：西尾市地域防災計画 地震・津波災害対策編（令和元年度修訂）
南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本市に与える影響が極めて大きく、その発生確率や被害規模から、まず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

ア.「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルであり、本市の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものである。

イ.「理論上最大想定モデル」（補足）

国が平成 24 年（2012 年）8 月 29 日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」である。本市の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で、補足的に参照するものである。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

ウ.「愛知県津波浸水想定」

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年（2011 年）法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて平成 26 年（2014 年）11 月 26 日に愛知県が公表したものであり、ハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波である。

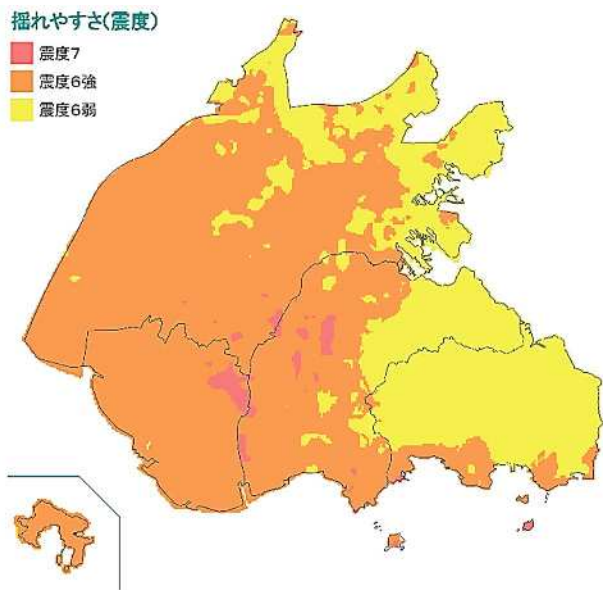
③想定される被害

ア. 市内で被害が最大となる条件の下での被害

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル (補足)	愛知県津波浸水想定
最大震度	7	7	－
最大津波高	5.1m（佐久島）	5.6m（佐久島）	本土沿岸 4.6m 佐久島 5.6m
津波到達時間（最短） （津波高 30cm）	41 分（佐久島）	39 分（佐久島）	－
浸水面積 （浸水深 1cm 以上）	5,155ha	5,167ha	5,172ha

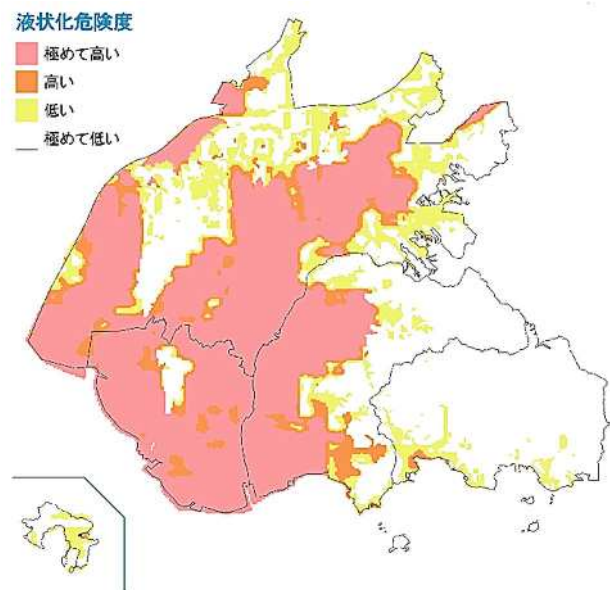
出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年)5 月修正)、
愛知県津波浸水想定（平成 26 年（2014 年）11 月）
※西尾市全体面積：16,122ha。

図 2-8 震度分布



(過去地震最大モデル)

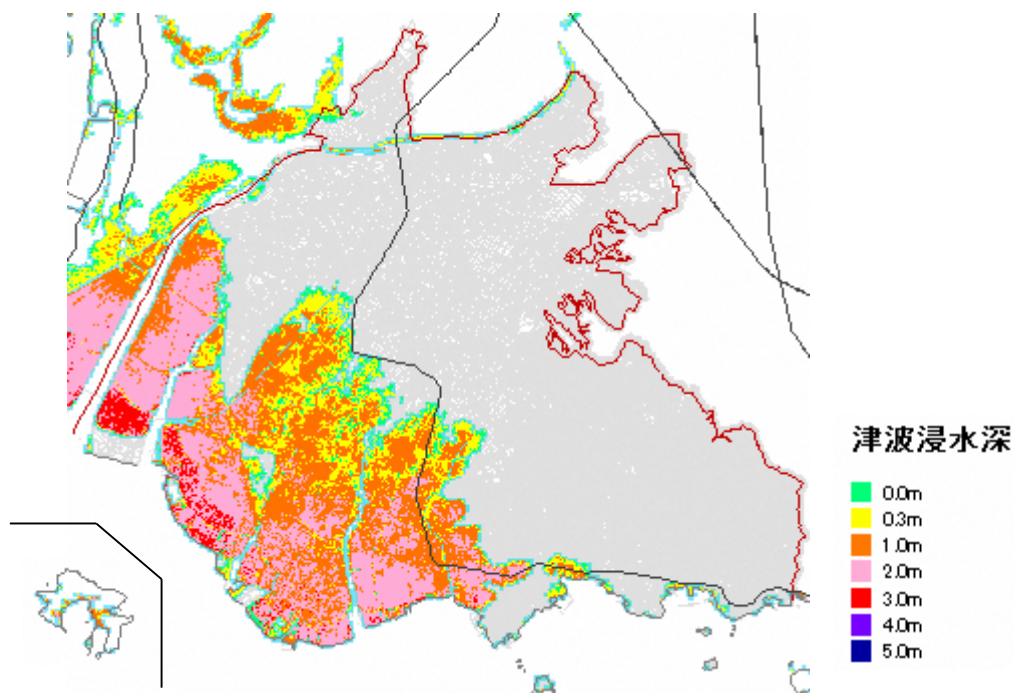
図 2-9 液状化危険度分布



(過去地震最大モデル)

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年)5月修正)

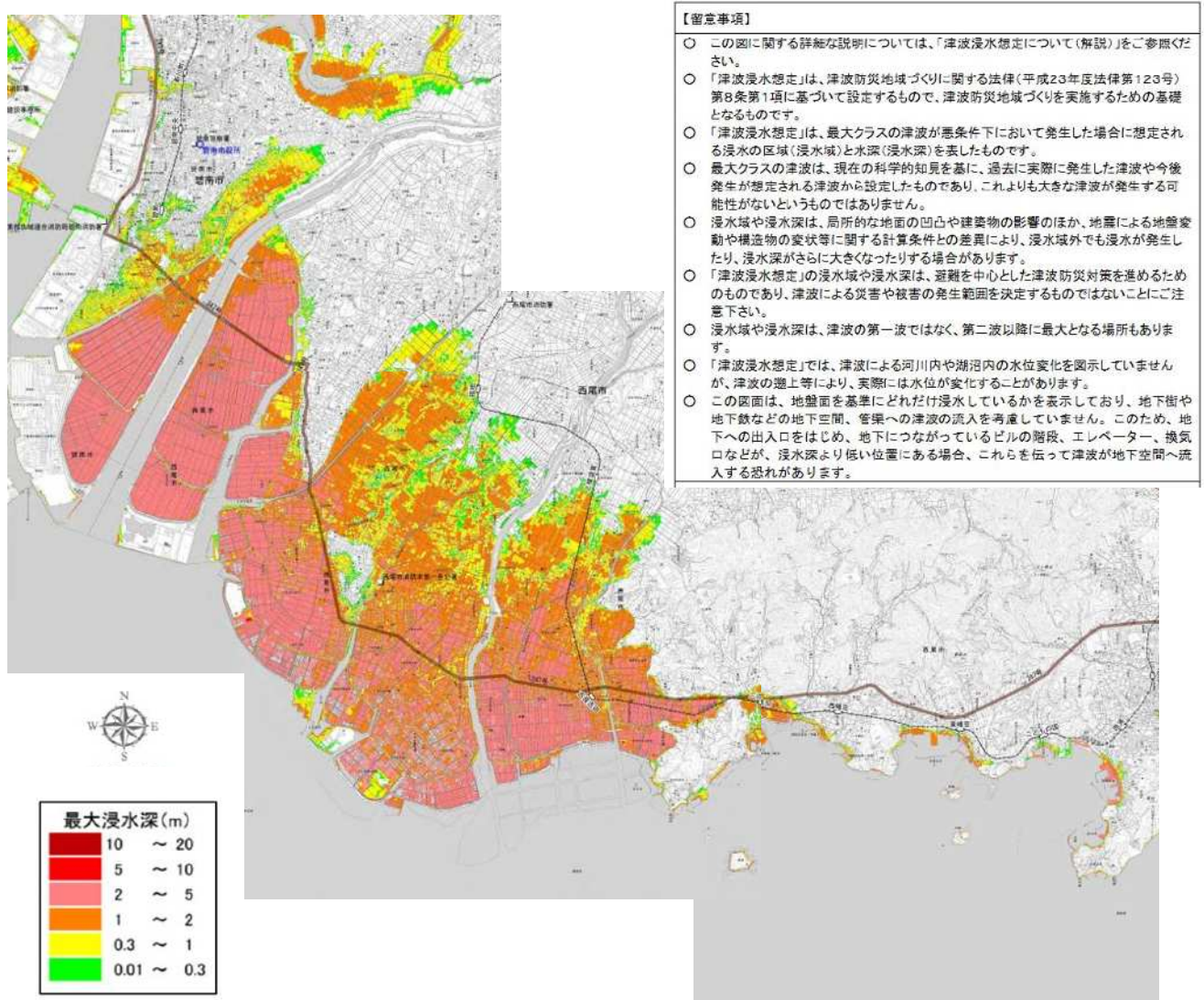
図 2-10 津波浸水想定区域



(過去地震最大モデル)

出典：愛知県津波浸水想定（平成 26 年（2014 年）11 月）

図 2-11 津波災害警戒区域



出典：愛知県津波浸水想定（平成 26 年(2014 年)11 月）

イ. 県全体で被害が最大となる条件の下での被害量

(ア) 建物被害（全焼・全壊棟数）

■条件：冬の夕方 18 時発災

区分	過去地震最大モデル	理論上最大想定モデル（補足）
揺れ	約 8,900 棟	約 24,000 棟
液状化	約 400 棟	約 400 棟
浸水・津波	約 2,600 棟	約 1,100 棟
急傾斜地崩壊等	約 20 棟	約 30 棟
火災	約 3,000 棟	約 5,400 棟
合計	約 15,000 棟	約 31,000 棟

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月)による。

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(イ) 人的被害（死者数）

■条件：冬の深夜 5 時発災、早期避難率が低い場合

区分		過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル（補足）	
建物倒壊	（うち屋内収容物移動・店頭、屋内落下物）	約 500 人	（約 30 人）	約 1,400 人	（約 90 人）
浸水・津波	（うち自力脱出困難）	約 1,200 人	（約 300 人）	約 1,600 人	（約 900 人）
	（うち逃げ遅れ）		（約 900 人）		（約 700 人）
急傾斜地崩壊等		0 人		0 人	
火災		約 50 人		約 200 人	
合計		約 1,800 人		約 3,200 人	

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年(2014 年)5月)

※端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。

(ウ) ライフライン被害

■条件：発災 1 日後、冬の夕方 18 時発災

区分	過去地震最大モデル
上水道（断水人口）	約 161,000 人
下水道（機能支障人口）	約 80,000 人
電力（停電軒数）	約 70,000 軒
固定電話（不通回線数）	約 23,000 回線
携帯電話（停波基地局率）	83%
都市ガス（復旧対象戸数）	約 700 戸
L P ガス（機能支障世帯数）	約 22,000 世帯

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年 5 月)

(I) 避難者・帰宅困難者

■条件：冬の夕方 18 時発災（避難者数）、昼の 12 時発災（帰宅困難者数）

区分	過去地震最大モデル
避難者数	発災 1 日後 約 70,000 人
	発災 1 週間後 約 77,000 人
	発災 1 ヶ月後 約 103,000 人
帰宅困難者数	約 9,200～11,000 人

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 26 年(2014 年)5月)

(オ) 災害廃棄物等

■条件：冬の夕方 18 時発災

区分	過去地震最大モデル
災害廃棄物等	約 2,906,000 トン

出典：愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(平成 27 年(2015 年)5月修正)

④活断層で起きる地震により想定される被害

活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。大きな地震を発生させる活断層の存在については、そのすべてが解明されておらず、いつどこで発生してもおかしくない状況にある。

本市には、昭和 20 年（1945 年）に三河地震を引き起こした横須賀地震断層・深溝断層が走っており、市内でも大きな被害を記録した。

(3) 豪雨・台風等による過去の被害と想定される被害

① 既往の豪雨・台風とその被害

過去に本市や本市周辺に大きな被害を与えた豪雨・台風は、次のとおりである。

発生年月日	豪雨・台風	その他の被害、特徴
昭和 28 年 (1953 年) 9 月 25 日	台風 13 号	この台風は 9 月 25 日昼頃室戸岬の南方 130 km に達し、14 時 45 分頃紀伊半島南端の潮岬付近に上陸した。その後、尾鷲付近を経て伊勢湾を渡り 18 時 30 分から 45 分頃幡豆郡一色町に上陸した。 気圧は、23 日 15 時頃は、中心気圧 915hPa と推定され、暴風雨半径も 24 日頃には、300 km と推定された。25 日 18 時頃には、中心気圧 950hPa、最大風速 30m の暴風が吹き荒れ伊良湖岬の最大瞬間風速は 39.9m であった。この台風の影響を大きくしたのは高潮である。高潮の満潮に台風による 1 m を越える異常潮位が重なったため、暴風による波浪とともに海岸堤防を破壊し大きな災害となった。特に三河湾岸の高潮は高く、平坂港では最高潮位 2.77m を記録している。また、乙川の正法寺には、この時の水位を示した「高潮の標」が残されている。 なお、高潮により大きな被害を受けた要因の一つとして昭和 20 年の三河地震による 60 cm 程度の地盤沈下があげられている。 幡豆郡での被害は死者 32 名、負傷者 1,047 名、流出家屋 498 戸、損壊家屋 23,844 戸、浸水家屋 5,820 戸、田畑耕地の浸水面積 4,360.9ha 及び流失埋没面積 1,106.9ha の被害を被った。 (出典:台風 13 号による幡豆地方災害誌)
昭和 34 年 (1959 年) 9 月 26 日	伊勢湾台風	この台風は、9 月 26 日 18 時頃に潮岬の西 15 km の地点に上陸し、中心気圧は 929.5hPa を記録し、東海地方は風速 30m 内外の暴風となった。20 時頃には、南東の強風が吹き荒れ台風が最も接近した 21 時頃には、常時 30m から 40m の風が猛威をふるい、南奥田地域では高潮とあいまって堤防が決壊し大被害を被った。 西尾市及び幡豆郡の被害は、死者 35 名、重傷者 69 名、軽傷者 1,459 名、全壊住家 1,911 戸、流失住家 38 戸、半壊住家 6,729 戸、床上浸水 797 戸、床下浸水 1,081 戸、非住家被害 11,057 戸であった。(出典:愛知県災害誌)
昭和 46 年 (1971 年) 8 月 30 日～31 日	台風 23 号	この台風は 8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西に発生し、ゆっくり北西のち西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達した。この頃から移動速度がさらに遅くなり、急に発達しはじめ、屋久島付近を通過する頃、中心気圧は 915hPa に低下した。29 日夜半頃、南九州の大隅半島(佐多岬)に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り、31 日昼頃、伊良湖岬をかすめて東方へ去った。 この台風による被害は、負傷者 2 名、半壊住家 16 戸、床上浸水 124 戸、床下浸水 2,631 戸、一部破損 2 戸であった。(出典:愛知県災害誌)
昭和 47 年 (1972 年) 7 月 10 日～15 日	豪雨及び 台風 6 号	7 月 9 日頃から日本海にあった梅雨前線が南下し本州南岸に停滞し、10 日夜から降雨が強くなり、翌 11 日になってから梅雨前線が活発化した。一時、降雨は小降りになったが、12 日から強まり半田付近から矢作川上流にわたる地域で降雨が強まり、その後伊勢湾から北東にも強い雨が降った。このため西三河地方を中心に崖崩れ、浸水などの被害が発生した。 この大雨による被害は、床上浸水 4 戸、床下浸水 295 戸、一部破損 1 戸であった。(出典:愛知県災害誌)

発生年月日	豪雨・台風	その他の被害、特徴
昭和 47 年 (1972 年) 9 月 16 日	台風 20 号	この台風は 9 月 13 日 12 時、沖の鳥島の南 500km に発生した。ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で転向し、進行方向を北から北北東に変えた。一方、15 日 15 時低気圧が北朝鮮の元山沖約 400km にあり、閉そく前線が南東にのびて、愛知県付近に達し、愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から降雨が強くなった。台風は 16 日 18 時 30 分頃、潮岬付近に上陸した。その後、紀伊半島を縦断し、三重県を経て、岐阜県西部を通り、17 日朝 5 時には佐渡島付近に達し、午後には北海道西岸に去った。 この台風による被害は、軽傷者 2 名、全壊住家 6 戸、半壊住家 14 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 114 戸、一部損壊 1,988 戸、全壊非住家 135 戸、半壊非住家 996 戸であった。(出典:愛知県災害誌)
昭和 49 年 (1974 年) 7 月 7 日	豪雨及び 台風 8 号	7 月 1 日に南方海上で発生した台風 8 号は、強い台風に発達し対馬海峡を通過し 7 日から 8 日にかけて日本海中部を進んだ。この台風の接近に伴い、東海地方の南海上に停滞した梅雨前線が刺激され大雨を降らせ、知多半島や三河地方南部に被害が集中した。 この大雨による被害は、床上浸水 16 世帯、床下浸水 203 世帯であった。(出典:愛知県災害誌)
平成 12 年 (2000 年) 9 月 11 日～12 日	大雨及び 台風 14 号 東海豪雨	秋雨前線に台風第 14 号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んだため、前線の活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。 このため、23 の市町村が避難勧告・指示を発令し、63,000 人以上が避難され、21 市町村で災害救助法^{※1}及び被災者生活再建支援法^{※2}の適用がされた。また、この災害が、激甚災害に指定され、中小企業支援措置及び農地・農業施設用支援並びに林道の災害復旧事業支援措置がなされた。 この大雨による県内全域での被害は、死者 7 名、負傷者 107 名、住家の全壊 18 棟、半壊 154 棟、一部損壊 147 棟、床上浸水 22,078 棟、床下浸水 39,728 棟であった。(出典:愛知県地域防災計画附属資料)
平成 20 年 (2008 年) 8 月 28 日～30 日	大雨 8 月末豪雨	停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。 広田川が破堤。県内全域での被害は、死者 2 名、負傷者 5 名、住家の全壊 5 棟、半壊 3 棟、一部損壊 29 棟、床上浸水 2,480 棟、床下浸水 14,106 棟であった。(出典:愛知県地域防災計画附属資料)

※1 災害救助法 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、緊急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を目的とする法律

※2 被災者生活再建支援法 自然災害により居住する住宅、生活用品等その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金(国や県からの拠出した基金)を給付することにより、被災者の生活の再建支援を 目的とする法律

②豪雨・台風により想定される被害

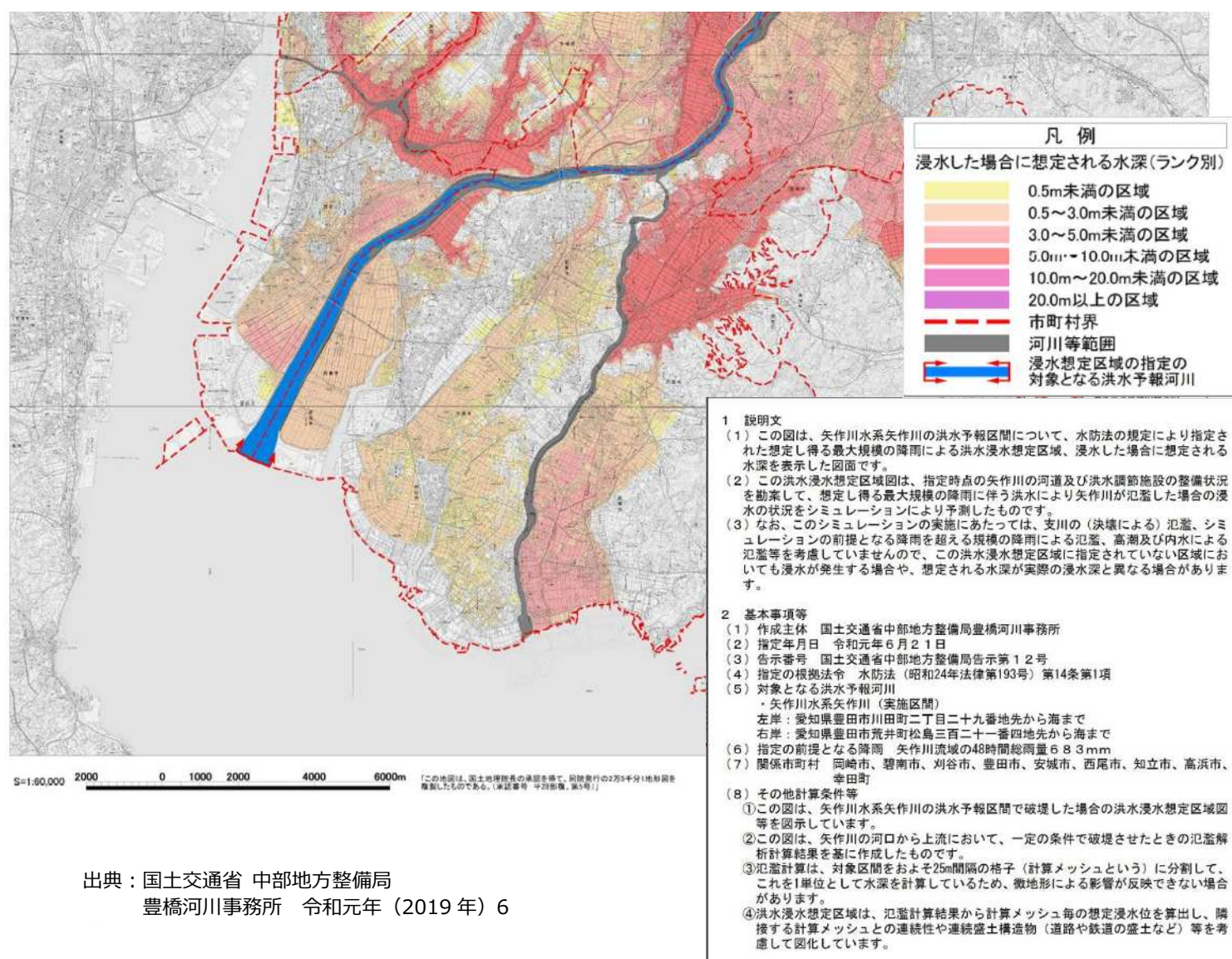
近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方が局地化・集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害、土砂災害が頻発・激甚化することが懸念される。

ア．河川の氾濫により想定される被害

本市では、洪水予報河川^{※1}に矢作川（国土交通省管理）が指定され、水位周知河川^{※2}に矢作古川、広田川、乙川（いずれも愛知県管理）が指定されている。

それぞれの河川について、想定し得る最大規模の降雨によって浸水することが想定される区域及び水深は以下のとおりである。

図 2-12 矢作川水系矢作川 洪水浸水想定区域（想定最大規模）

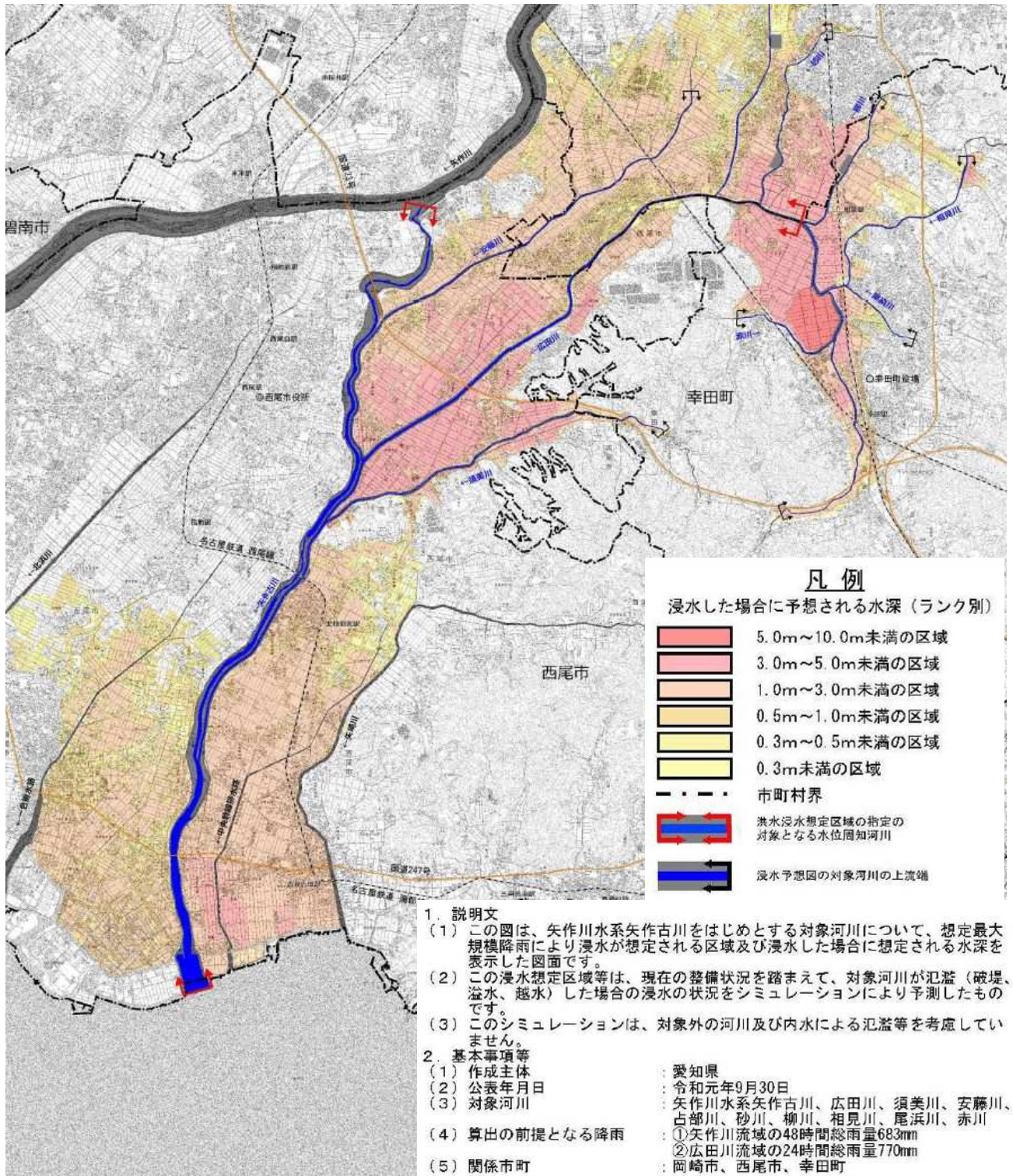


出典：国土交通省 中部地方整備局
豊橋河川事務所 令和元年（2019年）6

※1 洪水予報河川 2以上の都道府県の区域にわたる河川、その他流域面積が大きい河川。西尾市では、矢作川が該当

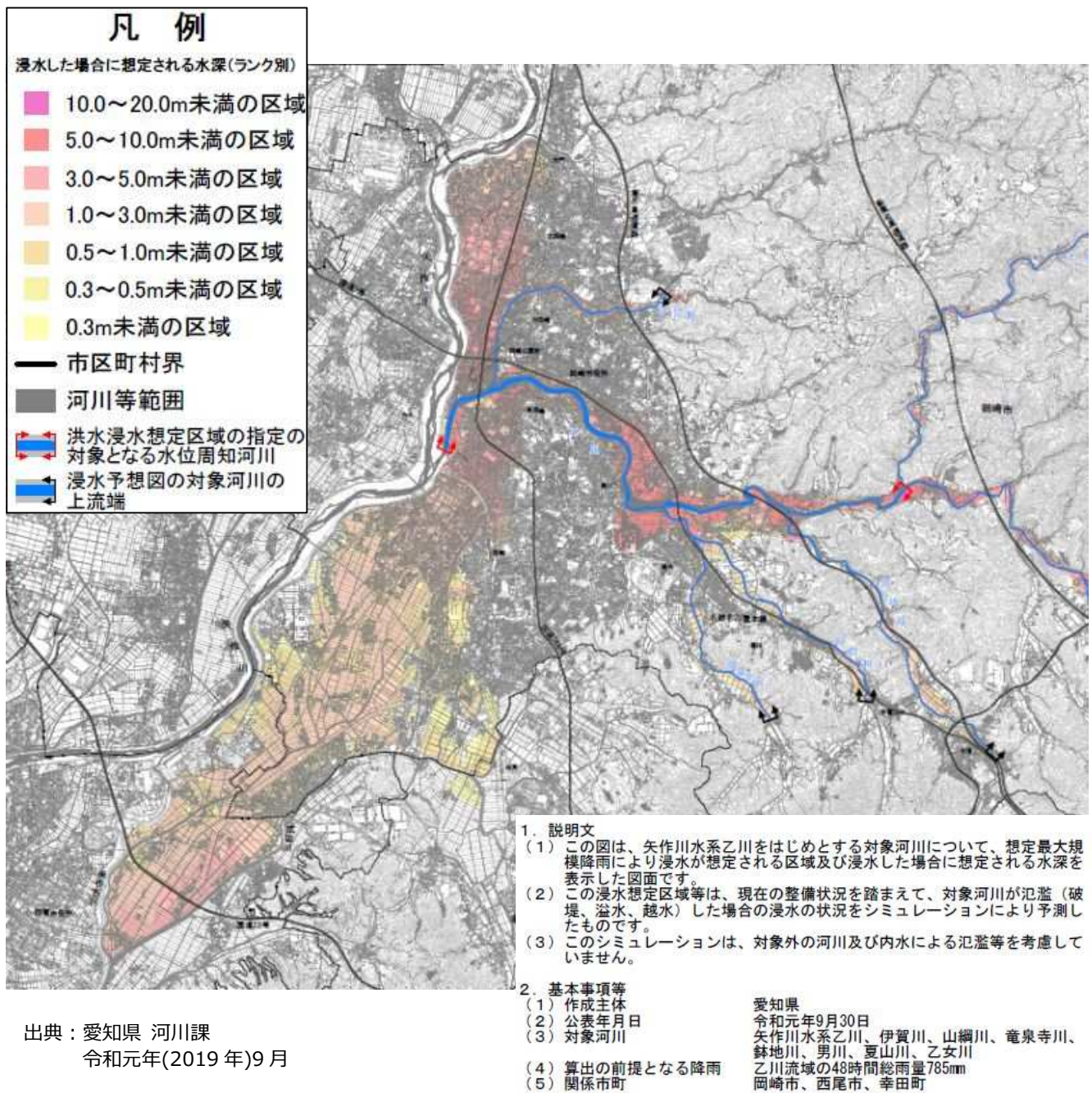
※2 水位周知河川 洪水予報河川以外の河川のなかで河川法に規定する指定区間外の一級河川。西尾市では、矢作古川・広田川が該当

図 2-13 矢作川水系矢作古川・広田川流域浸水予想図（想定最大規模）



出典：愛知県 河川課
 令和元年(2019年)9月

図 2-14 矢作川水系乙川流域浸水予想図（想定最大規模）



イ．高潮により想定される被害

内湾に位置する三河湾・伊勢湾沿岸では地形形状から、台風等により高潮が発生しやすい特性を備えており、特に湾奥部ではその現象が顕著である。過去には昭和 28 年（1953 年）の台風 13 号、昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風により大規模な高潮が発生し、未曾有の大災害を経験したため、多くの海岸保全施設や河川管理施設が築造された。

近年では、平成 21 年（2009 年）10 月に来襲した台風 18 号により、三河湾を中心に伊勢湾台風に匹敵する高潮が発生し、三河港のコンテナが流出するなど大きな被害を受けた。

ウ．土砂災害により想定される被害

市内では 439 箇所の区域が「土砂災害警戒区域」※¹に指定されており、このうち 374 箇所が建築物に損壊を生じ、住民に著しい危害を生じる恐れがある「土砂災害特別警戒区域」※²に指定されている（令和 2 年（2020 年）3 月 27 日現在）。

土砂災害は、豪雨や台風などたくさんの雨が降るときに突発的に発生し、人的被害も大きいことが特徴である。平成 12 年（2000 年）9 月の東海豪雨でも、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が多発し、愛知県内で死者が出るなど大きな被害が発生している。

土砂災害対策としては、愛知県による土砂災害防止施設の整備などのハード対策、西尾市による防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動などのソフト対策を推進していくことが重要となっている。

なお、土砂災害は豪雨や台風のみならず、地震等により引き起こされることにも留意する必要がある。

（４）異常渇水による被害

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が生じている。また、将来においても無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている。

平成 6 年（1994 年）の渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心に上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施された。

愛知県においては、同年 8 月 17 日から 8 月 31 日まで知多半島等の 21 市町で実施された時間給水（最長 19 時間の断水）により、最大約 39 万世帯（約 118 万人）に影響があった。

（５）疫病・感染症等の拡大

※¹ 土砂災害警戒区域 土砂災害が発生する恐れがあり、発生したら住民に危害が生じる恐れがある区域

※² 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害発生時、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域のこと

令和元年（2019 年）末に中国で最初の症例が発見された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界に拡散し、世界中の人々を震撼させた。生命に関わる感染症は人類の脅威となる。

国は令和 2 年（2020 年）4 月に 7 都府県（のちに全都道府県）を対象に緊急事態宣言を発出し、全国民に外出自粛を要請した。併せて多くの市町村においても対策本部が設置され、市町村内での感染拡大防止、広域医療体制の整備、薬品、防疫資材及び防護資材の確保・配給等の緊急対応に追われた。

翌 5 月には緊急事態宣言が解除され、6 月には県境をまたぐ移動制限が解除されたものの、7 月時点では依然として感染症は消滅しておらず、国民は‘新しい生活様式’に沿った生活を送ることが求められている。

第3章 西尾市の強靱化に向けた基本的な考え方

3-1 目指すべき将来の地域の姿

災害に強く、夢や希望の持てるワクワクする西尾市

この実現が災害等によって頓挫しないように強靱化を進めていく。危機に打ち勝ち、その結果として将来に明るい夢や希望を持てる地域をめざす。

3-2 西尾市の強靱化の基本目標

基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本目標との協調を図り、次の4つの基本目標を位置づける。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

3-3 西尾市の強靱化を進める上での留意事項

本市の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 市内それぞれの地域における特性を考慮し、問題点に対応・解決する取組を推進する一方、魅力や特徴をより一層高めることで、多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- イ 本市の強靱化に向け、市民を始め、国、県、近隣自治体、関連事業者、地域団体、NPOやボランティア等の市民活動団体等が、相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- エ 人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ア 過去の被災の歴史から得られた教訓を始め、本市における強靱化の推進に係る知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

- イ 大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能^{※1}や人材の確保と活用を図る。また、PPP/PFI等を活用した民間事業者との連携による防災基盤の整備や老朽化対策等の推進を検討する。
- ウ 想定される被害や地域の特性等に対応できるよう、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な取組を進める。
- エ 県や近隣自治体と本計画に基づく施策の推進状況を共有し、必要に応じて連携を図るとともに、短期から長期までの時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- オ 本計画に基づく事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性^{じょうちょうせい}^{※2}の確保についても考慮した取組を進める。
- カ 本計画の推進により非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、強靱化に資する施設や取組が平時に持つ意味を考慮しつつ、中長期的な視点でみた場合に本市において持続可能な地域の成長・活性化に結び付く対策となるように工夫する。
- キ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人市民等に十分配慮して施策を講じる。

※1 シンクタンク機能 いろいろな領域の専門家を集めた組織。無形の頭脳を資本として、基礎研究や応用研究をはじめ、助言・指導などのコンサルティング・サービスにも応じる企業組織、あるいは研究機関のこと

※2 冗長性(じょうちょうせい) 余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること

第4章 西尾市の強靱化の現状と課題（脆弱性※1 評価）

4-1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画や愛知県地域強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」をもとに、本市に影響を及ぼす大規模自然災害等の想定や事例を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と40の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物の倒壊や家具の転倒等による多数の死傷者の発生
	1-2 市街地や不特定多数が集まる施設などにおける大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 市街地の浸水や暴風による多数の死傷者の発生
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）※2等による多数の死傷者の発生
	1-6 疫病・感染症等による多数の死者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

※1 脆弱性(ぜいじゃくせい) 傷つけられやすいこと

※2 深層崩壊 山崩れ・がけ崩れなどのうち、比較的規模の大きな崩壊現象

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態
	5-2 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-3 食料等の安定供給の停滞
	5-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン※ ¹ 等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 海上・臨海部の大規模災害の発生
	7-3 沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-4 排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム※ ² 等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
	7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 地域住民を始めとした復興を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による地域経済への甚大な影響、企業流出と人口減少

※¹ サプライチェーン 製造業において、商品の製造から販売まで全ての工程をひとつの連続したシステムとして捉える考え方、および、そのような考え方のもとで捉えられた、一個のシステムとしての一連の工程のこと

※² 天然ダム(土砂ダム) 山間の川などに土砂が流れ込み、上流から流れ込む水をせき止めることで水位が上昇し、自然に形成されたダムのようなもの

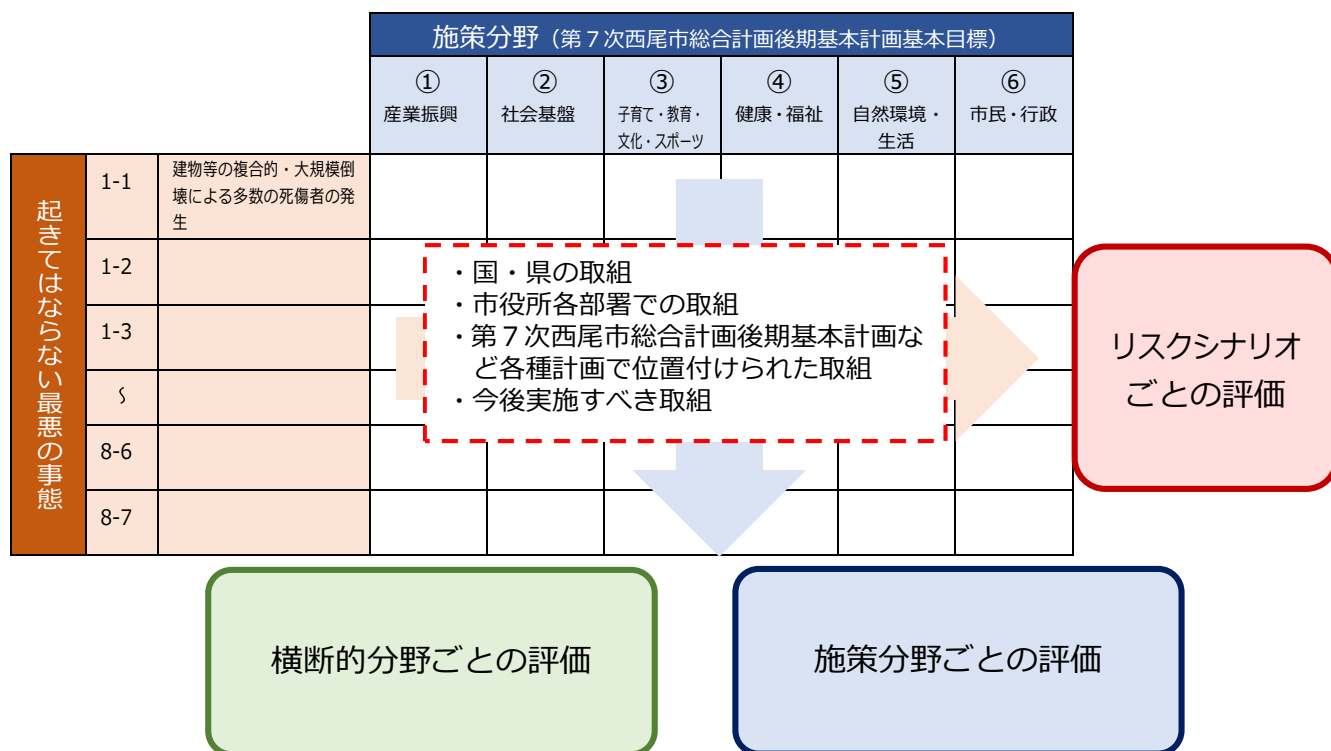
4-2 脆弱性評価の実施手順と結果

本市の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し対策を進める。

(1) 脆弱性評価の実施手順

脆弱性の評価にあたっては、基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。

国・県の取組状況の把握に加え、「第7次西尾市総合計画 後期基本計画」を始めとする各種関連計画などをもとに、本市の脆弱性を総合的に評価した。



(2) 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとに評価を実施した結果、次章に掲げる推進方針に基づき、施策を実施する必要があることが明らかとなった。なお、国・県などの取組等についても必要に応じて対象に含め分析を行った。

第5章 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、西尾市を強靱化するために、実施されるべき施策の推進方針と個別具体的施策の例を、リスクシナリオごとの脆弱性^{ぜいじゃくせい}評価結果を踏まえて次のとおり示す。

ここでのリスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに主な重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）を選定し、活用する。

なお、「西尾市総合計画・実施計画書」や「国土強靱化予算の「重点化」、「要件化」、「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」に位置づけられる施策については、優先的に取り組む個別具体的施策として、“西尾市国土強靱化地域計画別表”に明記する。

（１） 直接死を最大限防ぐ

1-1	建物の倒壊や家具の転倒等による多数の死傷者の発生	
①住宅・建築物等の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化については、その必要性の啓発や耐震診断・耐震改修等を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化を推進する。 ○倒壊のおそれのある空家の除却を促進するため、空家所有者への啓発や支援方策を推進する。 ○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。	
②公共施設等の耐震化の推進・促進	○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等について、耐震化の早期完了に取り組む。また、天井など非構造部材^{※1}の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。	
③交通施設等における脆弱性 ^{ぜいじゃくせい} の解消	○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を関係機関へはたらきかける。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。	
④電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性 ^{ぜいじゃくせい} の解消等	○大規模地震発生時の被害が考えられる電柱、大規模盛土造成地^{※2}等の施設や構造物については、無電柱化の推進、大規模盛土造成地マップを活用した施設等の所有者への啓発など、施設等の安全性を向上させる。	
⑤不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○不特定多数の者が利用する大建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、その必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化を推進する。	

※1 非構造部材 建築物の骨格となる躯体以外の窓ガラス、外壁材、天井材、内壁材などの部材のこと

⑥ 防災訓練や家具の転倒防止策等の継続的な防災教育等の推進	○緊急地震速報※ ¹ 等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
⑦ 災害対応能力の強化	○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応能力の強化を図る。
⑧ 消防団等の充実強化の促進等	○防災関係機関等の災害対応能力の強化と併せ、消防団等の充実強化を促進する。

(主な重要業績指標※²)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
耐震診断・耐震改修の実施	77.0%(2019年3月)	95%	1
一色町体育館・総合体育館 非構造部材(吊り天井)の改修率	0%(2020年3月)	100%	2
家具転倒防止対策実施率	54%(2020年3月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	耐震診断・耐震改修の実施	建築課	①
2	一色町体育館・総合体育館の改修	スポーツ振興課	②
3	家具転倒防止対策の推進	危機管理課	⑥



【ハザードマップ】

※¹ 緊急地震速報 地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと

※² 重要業績指標(KPI)(Key Performance Indicator) 進捗管理や測定に必要となる主な指標のこと

1-2	市街地や不特定多数が集まる施設などにおける大規模火災による多数の死傷者の発生
①火災に強いまちづくりの推進	○災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペース※¹を確保するため、公園緑地整備を推進する。 ○公園施設の老朽化に対応するため、公園施設長寿命化計画に基づく更新、維持管理を推進する。
②水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等	○民間事業者等と給水活動等についての協定の締結や耐震性貯水槽の整備などによる水利確保の取組を推進する。 ○火災予防と被害軽減のため、一般住宅は住宅用火災警報器の設置・維持を、消防法で規定される防火対象物については、防火管理者を選任させ、消防計画に基づく消防訓練の実施、消防用設備等の適切な維持管理を推進する。
③火災における災害対応能力の向上	○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、訓練を積極的に実施する。 ○火災現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練や啓発等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
④消防団の体制強化	○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。 ○地域に密着し、即時対応力となる消防団等の充実強化を促進する。 ○地域の災害活動拠点である消防団詰所・資機材庫を始め、消防団車両や資機材の充実強化を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
土地区画整理事業の供用面積	258ha(2020 年 3 月)	272ha	1
公園施設の改築・更新施設数	12 施設 (2020 年 3 月)	31 施設	2
耐震性貯水槽の整備数	148 基(2020 年 3 月)	160 基	3
防火対象物の年間立入検査実施棟数	1,160 棟 (2020 年 3 月)	1,300 棟 (年間)	4
消防団防火衣一式配備率	63% (2020 年 3 月)	100%	5

※¹ オープンスペース 建物等が建っていない開けた場所、空き地。大規模災害が発生した際、広域応援部隊やライフライン関係機関の活動拠点、災害ボランティアを受け入れる拠点などとして活用される

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	土地区画整理組合の支援	都市計画課	①
2	公園施設長寿命化計画に基づく改築・更新	公園緑地課	①
3	耐震性貯水槽の整備	消防本部総務課	②
4	市民・事業者への火災予防対策の推進	消防本部予防課	②
5	消防団安全装備品の充実	消防本部総務課	④

1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
①住宅・建築物の耐震化等	○住宅・建築物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。	
②南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討	○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、地方公共団体、関係機関等が協力して検討していく。	
③避難場所・避難路の確保・整備等	○標高ゼロメートル地帯などの著しい浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、屋上手すりの設置などにより、既存の高い建物を津波一時待避所^{※1}として指定するとともに、津波避難タワーの整備を進める。 ○避難に際しては、夜間の発災や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討する。また、自力の徒歩での避難が難しい避難行動要支援者^{※2}などが避難する場合の方法について、自主防災会等を中心に検討を進める。 ○船上など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を検討する。 ○孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。	
④海岸レジャー施設等の安全確保	○海水浴場その他海岸・河川沿いに立地するレジャー施設等については、周辺の地理に不案内な一時滞在者が集中することから、避難誘導看板の設置など、有効な情報伝達手段を検討し、迅速・的確な避難・誘導体制を構築する。	

※1 津波一時待避所 体が不自由等の理由により遠距離での避難が困難な方などが、緊急的かつ一時的に避難する施設のこと

※2 避難行動要支援者 災害対策基本法に規定する災害発生時の避難等に特に支援を要する者

⑤ 津波防災地域づくり	○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波避難タワーや津波避難誘導看板の作成など、関係機関が連携してハード対策とソフト対策を組み合わせた「多重防御」により被害を最小化する“津波防災地域づくり”を進める。また、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語やさしい日本語※¹での情報発信を行う。 ○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定された津波災害警戒区域において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設などの避難促進施設における避難確保計画の作成など、警戒避難体制の整備を推進する。
⑥ 河川・海岸堤防の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切な維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境への配慮を行う。
⑦ 河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を関係機関と連携して推進に努める。 ○排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を関係機関と連携して推進に努める。
⑧ 河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を関係機関と連携して推進に努める。
⑨ 情報伝達手段の多重化・多様化の推進等	○情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。
⑩ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○学校や自主防災会などによる継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
津波避難タワーの整備数	0基(2020年3月)	4基	1
津波避難計画の策定率	100%(2020年3月)	100%	2
堤防の耐震化率	16%(2020年3月)	30%	3

※¹ やさしい日本語 普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	津波避難タワーの整備	危機管理課	③
2	西尾市津波避難計画の作成	危機管理課	⑤
3	堤防の耐震化	河川港湾課	⑥



【屋上手すりの設置】

1-4	市街地の浸水や暴風による多数の死傷者の発生	
①ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○河川堤防の耐震化、長寿命化を始めとするハード対策を推進する。また、併せて、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップの作成等のソフト対策も実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策の推進を図る。 ○市街化の進展や近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、調整池の整備や内水ハザードマップの作成などにより、総合的な治水対策※1を推進する。 ○ハザードマップの作成等については、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語ややさしい日本語での発信を行う。	
②浸水想定区域の指定・見直し	○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図等を関係機関と連携して作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。	
③自助・共助による対策の推進	○自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう啓発を行う。	
④継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。また、あわせて地区防災計画の策定を促進する。	
⑤ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○河川堤防等の耐震化、長寿命化などを関係機関と連携し、推進する。	

※1 治水対策 風水害から身を守るために事業・対策

⑥河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進	○河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を関係機関と連携して推進する。
⑦河川の改修	○国や県と連携して河川の改修を進める。
⑧排水機場等の整備	○下水ポンプ場や排水機場の整備などの高潮対策を進める。
⑨ゼロメートル地帯対策	○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定され、これに伴い多数の避難者が発生するおそれがあることから、広域避難について検討を進める。
⑩気候変動を踏まえた水災害対策	○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。
⑪水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進	○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。
⑫情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラート※ ¹ による緊急情報の確実な市民への伝達、SNSなどを活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。 ○避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
⑬災害対応力の強化	○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応能力の強化を図る。 ○被災した関係自治体の応援体制を整備するとともに、被災時に応援を迅速・効率的に受け入れるため、応援協定の締結や受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を進める。 ○消防団や自主防災会などの人材育成、適切な組織体制を構築する。

※¹ Jアラート(全国瞬時警報システム) 弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと

⑭早期避難の誘導	○浸水から命を守るには何よりも市民が早期の避難行動をとる必要があり、この行動を誘導するためには、市からの適時・的確な避難情報等の伝達が必要であることから、気象情報や河川の水位情報等必要な情報の収集に努める。また、これらの情報収集のため、気象台や河川管理者等との情報伝達体制の構築を進める。 ○想定最大規模の洪水浸水想定では、市域の広範囲にわたる浸水が想定されていることから、市域を越えた広域避難の仕組みを検討するなど、安全な避難行動や避難所の確保を図る。
----------	---

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
想定最大規模の浸水想定区域が記された洪水ハザードマップの作成率	0%(2020 年 3 月)	100%	1
防災カレッジ講座年間参加者数	359 名(2020 年 3 月)	360 名	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	洪水ハザードマップ作成事業	河川港湾課	①
2	防災カレッジの実施	危機管理課	③,④,⑬

1- 5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
①土砂災害対策の推進	○土砂災害に対する人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備について、関係機関に働きかける。 ○土砂災害に対して人的被害を防止するため、関係機関と連携して土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。 ○ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成などにより、警戒避難体制の整備を推進する。 ○ハザードマップの作成等については、近年増加する外国人市民に対応するため、多言語ややさしい日本語での発信を行う。		
②山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○手入れのされていない森林を管理しやすいよう整備に努める。		

③警戒避難体制の整備等	○警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進める。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。また、あわせて地区防災計画の策定を促進する。
④情報関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報の確実な市民への伝達、SNSなどを活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。
⑤災害対応能力の強化	○災害現場での救助・救急活動能力等を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等により、防災関係機関等の災害対応能力の強化を図る。
⑥ため池の耐震化等の推進	○ため池について耐震診断、耐震改修を関係機関と連携して推進するとともに、ハザードマップを作成・公表する。 ○堤体の安定性が満たされていないため池について、耐震工事を行う。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
土砂災害ハザードマップの作成率	100%(2020年5月)	100%	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	土砂災害ハザードマップの作成	河川港湾課	①

1-6	疫病・感染症等による多数の死者の発生		
[新型コロナウイルス感染症関連] ①感染拡大防止対策の推進	○市民の生命や生活を守るため、国や県の施策に加え、実効性のある財政的支援を早急に行う。		
[新型コロナウイルス感染症関連] ②外出自粛の呼びかけ	○市民の生命を守るため、感染症等の感染拡大防止を図るために、防災行政無線や防災アプリなどを通じて、外出自粛を呼びかける。		

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
① 輸送ルート確保の実施	○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路^{※1}などを含む幹線道路ネットワークの整備を促進するとともに、耐震強化岸壁等の輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を関係機関と連携して着実に進める。また、標高ゼロメートル地帯などの甚大な被害のおそれのある地域や孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備、離島航路の確保、発着岸壁の耐震強化等を図る。
② 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、整備資機材の充実、情報の活用など、関係機関と連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を図る。 ○交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。 ○緊急輸送道路などについて、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、関係機関と連携して迅速な応急復旧を行う。 ○非常災害時に迅速に航路啓開を実施し、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP^{※2}等において検討・計画する。発災時においては、その計画に基づき作業を進める。
③ 水道施設の老朽化対策等の推進	○水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置等を推進する。また、避難所となる施設では、井戸の設置や保存水の備蓄など水の確保に向けた取組を進める。

^{※1} 緊急輸送道路 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

^{※2} BCP(業務継続計画)(Business Continuity Plan) 災害や事故などが発生した場合に、企業や行政組織が基幹事業を継続したり、早期に事業を再開するために策定する行動計画

④ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開^{※1}作業など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。 ○電力事業者に対して、現場の情報を迅速に収集・共有する体制の整備、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を働きかける。
⑤ 停電時における電動車等の活用	○停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電気自動車等の活用を推進・促進する。
⑥ 応急用食料等の調達	○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合でも十分な応急用食料等を確保できるよう、民間事業者との連携等による市全体の備蓄の推進を図る。 ○国・県等からのプッシュ型^{※2}支援による物資の輸送遅延等に備え、民間事業者との連携等による物資調達体制の整備を図るとともに、スムーズな受入れのため、受援マニュアルを策定する。
⑦ 食料・燃料等の備蓄	○食料・燃料等の供給拠点となる民間物流施設等との連携強化を図る。避難所等における自立・分散型エネルギー^{※3}の導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能の強化を総合的に推進する。 ○物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等において最低3日分できれば1週間分の備蓄を促進する。
⑧ 燃料等の仮貯蔵	○消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関・事業所への十分な周知・情報提供を図る。
⑨ ゼロメートル地帯対策	○ゼロメートル地帯においては、広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定される。これに伴い多数の孤立者が発生するおそれがあることから、短期間では救助しきれない孤立者に対する、大量かつ多地点への救援物資の輸送等について関係機関と連携して検討する。

※1 道路啓開 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること

※2 プッシュ型支援 国が被災県等から具体的な要請を待たずして避難者が必要不可欠とする物資を緊急輸送すること

※3 自立・分散型エネルギー エネルギーの地産地消を実現し、災害時でも安定的に電力を利用できる自律的で持続可能な災害に強い地域分散型エネルギーのこと

⑩ 物資調達・供給体制、受援体制の構築等	○災害時にラストマイル※¹も含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。 ○被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を関係機関と連携して進める。 ○災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
⑪ 住宅・建築物の耐震化の促進	○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化率	51.1%(2019 年 3 月)	68%	1
備蓄目標数に対する備蓄割合	57%(2020 年 3 月)	100%	2
自主防災会防災訓練実施率	62.9%(2020 年 3 月)	80%	3
防災資機材整備事業補助金活用率	42.0%(2020 年 3 月)	60%	

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化	水道整備課	③
2	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	⑦
3	自主防災会への補助金の交付	危機管理課	⑦



【西尾市防災資機材庫】



【西尾市総合防災倉庫】

※¹ ラストマイル(ラストワンマイル) 地域内輸送拠点から避難所までの支援物資の供給過程のこと。主に、最終拠点から利用者の建物までの区間や商品を届ける物流の最後の区間を指すことが多い

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
① 孤立集落等の発生を防ぐ施設整備等の推進	○災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を関係機関と連携して推進する。特にゼロメートル地帯等甚大な被害のおそれのある地域等では、道路網の充実に努める。また、空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を自衛隊等の関係機関と連携して進める。 ○道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震対策・耐津波性の強化、津波・洪水・高潮・土砂災害・治山対策等を関係機関と連携して着実に推進する。 ○警察・消防等を含む関係機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を関係機関と連携して進める。
② 孤立集落等の救出計画の策定等	○孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を関係機関と連携して推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を検討する。
③ 離島における船舶発着岸壁の耐震強化促進等	○佐久島との海上輸送・連絡が可能となるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を関係機関と連携して推進する。
④ 家庭における食料備蓄の促進等	○広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、家庭における食料備蓄の推進を行う。また、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しや関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
西三河南部地域における防災活動拠点の整備数	0 か所(2020 年 3 月)	1 か所	1
備蓄目標数に対する備蓄割合	57%(2020 年 3 月)	100% (2024 年 4 月)	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点の整備	愛知県・危機管理課	①
2	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	④

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
①災害対応の体制・資機材強化	○自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、車両の更新整備、装備資機材等の充実強化を関係機関と連携して推進する。 ○消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災会等の充実強化等を推進する。 ○緊急消防援助隊などの応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。また、応援部隊の活動拠点となる施設の整備を進める。 ○災害対策本部から市民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める。
②災害対応業務の実効性の向上	○地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
③地域の活動拠点施設の耐災害性の強化	○消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
④消防団員の確保	○地域によっては、災害時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、災害時現場対応に十分な団員数の確保に努める。
⑤道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路などを含む幹線道路ネットワークの整備を関係機関と連携して推進する。 ○道路等の防災・地震対策、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の防災対策について関係機関と連携して着実に進めるとともに、装備資機材の充実、情報収集・共有・提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう取り組む。
⑥離島における救助・救急活動	○佐久島における救助・救急活動が確実に実施されるよう、船舶の発着岸壁の耐震強化を促進するとともに、移動手段の確保等、離島の救助・救急活動について検討を進める。

⑦ゼロメートル地帯対策	○広範囲にわたり浸水し、さらにその状態が長期間継続することが想定されるゼロメートル地帯において、多数の孤立者が発生するおそれがあることから、救助用ボートやヘリコプター等による孤立者の救助等について検討する。
⑧いのちと暮らしを支える交通環境の形成	○地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、ヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。
⑨避難行動要支援者の救助・救急活動	○避難行動要支援者の救助・救急活動を担う人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等に関する体制を整備する。
⑩住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。
⑪円滑な救助・救急活動の環境整備	○広域的な防災活動拠点等の整備を促進し、関係自治体等の連携により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動を実施できる環境を整備する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
消防車両の更新整備	3 台(2020 年度中)	32 台	1
17 万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施回数/年	1 回(2020 年 3 月)	1 回	2
消防団員の充足率	78%(2020 年 3 月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	消防車両の更新整備	消防本部総務課	①
2	17 万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施	危機管理課	②
3	消防団員の確保	消防本部総務課	④



【西尾市総合防災訓練】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	
① 帰宅困難者対策の推進	○鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの紹介や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。 ○混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備・強化を検討する。 ○鉄道事業者との連携を強化し、帰宅困難者の円滑な誘導を図るため、定期的に訓練を実施する。 ○大規模災害発生時には駅等に多数の人を集中させないよう、むやみに帰宅しないことを原則とし、学校・事業所等の食料や飲料水等の備蓄を促進する。 ○コンビニエンスストアなどの事業者との徒歩帰宅支援に関する協定を締結するなど協力を求める。 ○帰宅時や観光客への交通状況等情報を提供するため、観光地等において災害時にも有効に機能する Wi-Fi スポットの整備を検討する。
② 帰宅困難者等の受入体制の確保	○滞在場所となり得る避難所の耐震化や食料備蓄などを促進する。
③ 交通インフラの早期復旧に向けた関係機関の連携調整	○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。
④ 代替輸送手段の確保等	○地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるよう努める。 ○鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。
⑤ 公共交通事業者等との連携強化	○海上輸送機能が停止した場合、佐久島に帰宅する市民、滞在中の観光客等が帰宅困難者になることから、公共交通事業者等との連携に努める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
BCP 訓練の実施/年	1 回(2020 年 3 月)	1 回	1
備蓄目標数に対する備蓄割合	57%(2020 年 3 月)	100% (2024 年 4 月)	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	滞留者に関すること（BCP）	企画政策課	①
2	備蓄物資の購入・配備	危機管理課	②

2-5		医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	①災害拠点病院※ ¹ （西尾市民病院）防災・減災機能の強化	○災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、定期的な訓練を行う。また、非常用電源の確保する。
	②道路ネットワークの整備、道路等の災害対策の推進	○災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。 ○道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策等）や無電柱化、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化等を関係機関と連携して推進するとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗により、医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
	③救急搬送の遅延の解消	○救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。 ○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を関係機関と連携して推進する。 ○通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を市民に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を抑えるよう、理解と協力を促す。

※¹ 災害拠点病院 災害時の医療の確保を目的に県内 35 か所(令和 2 年 4 月現在)が指定されており、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、広域搬送機能、医療資機材の貸出機能などを有することを必要とされる

④ 医師の確保や連携強化の推進	○災害時の迅速な医療提供が困難な場合、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施する。 ○災害時に医師・病院・市等が連携して災害対応できるように定期的な訓練や会議を実施し連携を強化する。 ○DMAT※¹のすみやかな受入ができるよう体制整備を行う。
⑤ 福祉避難所の受入体制の整備	○福祉避難所※ ² の受入体制の整備を図る。
⑥ 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	○災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等との支援ネットワークを構築する。
⑦ 孤立集落における救急救命対策の推進	○孤立集落など災害時の迅速な医療提供が困難な地域における情報連絡体制の確立と関係機関との連携による早期の救助救急体制を構築する。
⑧ 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進	○住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
トリアージ※ ³ 訓練実施回数	1 回(2020 年 3 月)	1 回	1
道路改良整備率	15%(2020 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	災害時の医療機能の確保・充実	市民病院管理課	①
2	道路改良 (斉藤市子 6 号線)	土木課	②

※¹ DMAT(災害派遣医療チーム)(Disaster Medical Assistance Team) 医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

※² 福祉避難所 災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所

※³ トリアージ 医療資源(医療スタッフや医薬品等)が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて、搬送や治療の優先順位を決めること

2-6 疫病・感染症等の大規模発生	
①衛生環境の確保等	○災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を関係機関と連携して確保する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。 ○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。 ○遺体についても、適切かつ迅速な取り扱いができるよう努める。
②下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実	○地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道 BCP（業務継続計画）を策定する。
③避難所となる施設の衛生環境の確保	○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。 ○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に確保できるようにしておく。
④医療活動を支える取組の推進	○医療活動を支える取組を関係機関と連携して着実に推進する。
⑤住宅・建築物の耐震化の促進	○住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。
[新型コロナウイルス感染症関連] ⑥感染拡大防止対策の推進	○市民の生命や生活を守るため、国や県の施策に加え、実効性のある財政的支援を早急に行う。
[新型コロナウイルス感染症関連] ⑦外出自粛の呼びかけ	○市民の生命を守るため、感染症等の感染拡大防止を図るために、防災行政無線や防災アプリなどを通じて、外出自粛を呼びかける。

（主な重要業績指標）

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
災害用トイレの整備率	23%(2020 年 3 月)	100%	1
医師会、歯科医師会との調整した医薬品機器の整備量	100%(2020 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害用トイレの整備	危機管理課	③
2	救護所の整備	健康課	④

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
① 避難所における良好な生活環境の確保等	○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、災害用トイレや防災倉庫の整備など、避難所としての防災機能を強化する。 ○避難所においてインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、施設の衛生環境を良好に保つ。また、感染症の疑いがある場合は、別室に案内するなど、避難所でクラスターが発生しないように取り組む。
② 避難所の運営体制等の整備	○被災者が避難生活を適正に送れるよう、避難所配置職員の研修を行うとともに、自主防災会等との協力・連携体制を構築し、地域住民による避難所の自主運営が行われるよう意識啓発と避難所運営マニュアルの整備・見直しを行う。 ○自主防災会等による、女性、高齢者、障害者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を支援する。 ○一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の受け入れ態勢の充実を図る。 ○避難所が不足する場合などに対応するため、ホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制を構築する。
③ 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○学校や自主防災会等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進する。
④ 避難所における必要物資の確保等	○避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、備蓄を進めるとともに、ラストマイルも含めて円滑な支援物資供給を実施するための体制の構築を図る。また、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を行うため、避難所と災害対策本部との連携を密にする。 ○被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、各家庭での備蓄を促進する。

⑤ 避難所外避難者への支援	○在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。食料や生活必需品を始め、健康状態の確認や配慮すべき情報を提供し、被災生活を支援する。
⑥ 被災者の健康管理	○感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）※ ¹ 、ストレス性の疾患が多発しないようにするため、また、災害のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安などに起因するメンタルの問題から、被災者が健康を害することがないようにするため、中長期的なケア・健康管理を行う体制を、保健所などの行政を始め、医療関係者、NPO、地域住民等で連携して構築する。
⑦ 保健医療機能の確保等	○保健医療機能が確保できる体制を関係機関と連携して構築する。 ○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
⑧ 被災者の生活支援等	○避難所から仮設住宅、復興住宅と、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心して日常生活を営めるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活の相談・生活の支援、市民同士の交流の機会等を提供する。 ○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施及び復興まちづくりについて、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。 ○住家の被害認定調査及び罹災証明書※ ² の交付体制の確立を図る。
⑨ 住宅・建築物の耐震化	○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化を進める。
⑩ 避難所の耐震化等の推進	○避難所となる施設等の耐震化を行う。 ○下水道が使用できない場合に備え、災害用トイレの整備などを推進する。

※¹ 静脈血栓閉栓症（エコノミークラス症候群） 食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさない状態が続くと、血液が固まりやすくなり、痛みや腫れが生じること

※² 罹災証明書 被災者の申請により、家屋等の被害状況を調査した結果を認定し証明する物

⑪ 避難所備蓄品の整備	○避難者の応急的な生活を支援するために必要な最低限の食料等の備蓄を行う。 ○避難所における備蓄を進めるため、耐震性を有する倉庫の整備を進める。
⑫ 避難生活における要配慮者支援	○高齢者や障害者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。さらに、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。 ○災害時に障害者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
⑬ 避難行動要支援者への支援	○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。
⑭ 避難所の絶対量の不足に対する相互連携	○収容能力が不足する場合を想定し、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
災害用トイレの整備率	23%(2020 年 3 月)	100%	1
被災者生活再建支援金 ^{※1} 対象者への支給率	— (0 件)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	災害用トイレの整備	危機管理課	①
2	被災者生活再建支援金の支給	福祉課	⑧



【災害用トイレ】



※1 被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法による支援金

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱	
① 公共の安全等の秩序維持体制の整備	○警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。
② 警察施設の耐震化等	○警察施設の建て替えなどによる災害時における警察機能の確保を働きかける。 ○地域特性や実災害を踏まえた実動的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、連携体制の構築を図る。
③ 警察施設の機能強化	○南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化を働きかける。
④ 緊急輸送道路の確保	○緊急輸送道路を確保するため、効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を関係機関と連携して構築する。
⑤ 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	○災害が起きた時の対応力を向上させるため、必要な地域コミュニティの構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育などを通じた地域づくり等において、関係機関が連携を図る。 ○人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
青色パトロールカー稼働台数	13 台(2020 年 3 月)	13 台	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	青色パトロールカーの保守管理・防犯活動	危機管理課	⑤

3-2 市職員・施設等の被災等による機能の大幅な低下	
① 行政機関等の機能維持	○防災担当職員以外の職員についても、防災に対する知識が習得できるよう職員研修や各種訓練を行う。 ○関係機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。 ○災害発生時にも必要な行政機能が維持できる取組を推進する。 ○[新型コロナウイルス感染症関連] 疫病・感染症等の職員間での感染爆発を防ぐため、交代勤務制度の導入など、職員の感染予防を徹底する。 ○日頃から愛着や誇りの持てるまちづくりややりがいをもって業務に取り組める環境づくりを行う。

②市の業務継続計画の策定及び見直し	○南海トラフ地震被害予測調査結果報告書による被害想定を前提とした「西尾市業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、職員への研修や訓練を行うことで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。 ○災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等を行う。また、民間企業、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図る。
③市職員の不足への対応	○職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。 ○関係自治体への応援体制を整備するとともに、国・県や他自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れるため、受援マニュアルを策定する。
④防災拠点等の耐震化等の推進	○災害対策本部や避難所など、防災拠点として位置付けられている公共施設等の耐震化を推進する。
⑤業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等	○市役所本庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、消防署の耐震化等を促進する。
⑥防災拠点等の電力確保等	○電力供給遮断などの非常時においても、その機能を喪失することのないよう、市役所本庁舎などの防災拠点等の非常用電源の充実に努める。 ○災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
⑦道路の防災対策等	○職員や施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、無電柱化、港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害、治山対策等の地域の防災対策を関係機関と連携して着実に進める。
⑧復旧復興施策や被災者支援の取組等	○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国、県及び市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。

⑨ 市民等の自発的な防災行動の促進	○地区防災計画の策定を促進する。 ○消防団や自主防災会等の充実・強化を図る。
⑩ 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策などを推進する。
⑪ タイムラインの策定	○最大規模の洪水・高潮等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう関係機関と連携してタイムラインの策定を検討する。 ○大型台風等の接近時などの実際のオペレーション※ ¹ について、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。
⑫ 災害応急対策の実施体制の確立	○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。
⑬ 応急活動等の継続のための事前対策	○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、各種取組を進める。
⑭ 大規模災害時における広域連携の推進	○西三河防災減災連携研究会※ ² のような自治体間の協調・連携に係る取組を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
ワクワク西尾創生コンテスト 応募件数/年	16 件 (2020 年 3 月)	20 件	1
西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し回数/年	1 回 (2020 年 3 月)	1 回	2
私立保育園等の建替事業進捗率	12.5% (2020 年 3 月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	ワクワク西尾創生コンテスト	企画政策課	①
2	西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し	危機管理課	②
3	私立保育園等の建替事業	保育課	⑩

※¹ オペレーション 作戦のこと

※² 西三河防災減災連携研究会 名古屋大学福和教授を座長として、西三河 10 市町のほか、愛知県、トヨタ自動車、中部電力、東邦ガス等で組織されている研究会

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
①情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等	○災害情報システムや通信手段が、一部の地域又は市全域に渡って途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性 ^{ぜいじやくせい} 評価を行い、耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。 ○停電した場合等でも防災情報等を市民へ確実に伝達できるよう情報通信機能の多様化など、通信手段の耐災害性を強化する。
②情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討	○電力供給機能の耐災害性を高めるため、道路の地震対策や無電柱化を推進する。
③情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	○電力等の長期供給停止を発生させないように、無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を検討する。
④災害対応力の強化等	○大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう対策を進める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
衛星電話整備数	5 台(2020 年 3 月)	5 台	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	衛星電話の整備	危機管理課	①,④

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
①多様な情報提供手段の確保	○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備や多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。
②災害対応業務の標準化	○大規模自然災害発生時には、国や地方自治体、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような体制を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

③情報通信インフラの整備	○観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」※ ¹ の普及・啓発を図る。
④道路被害情報共有の強化	○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報や道路等の被害状況も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためのシステムについて、研究を進める。
⑤臨海部への災害情報提供	○大規模自然災害時の港湾施設等の被害情報や復旧見通し等の情報については、有効かつ効率的に市民等に発信していく。
⑥河川水位等の把握	○洪水時における河川水位等について適切に把握するため、河川管理者などとの情報伝達体制の充実を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
同報系デジタル防災行政無線等の整備率	100%(2020 年 3 月)	100%	1
J アラートを使用した情報伝達試験の実施回数/年	2 回(2020 年 3 月)	2 回	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	防災行政無線の更新	危機管理課	①
2	J アラートによる確実な情報伝達	危機管理課	①

4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
①効果的な教育・啓発の実施	○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。		

※¹ 00000JAPAN(ファイブゼロジャパン) 災害時に無料で開放される公衆無線 LAN サービスのこと

② 情報伝達手段の多様化の推進	○全ての市民にＪアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進や関係者間の合同訓練、市民リストの整備、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。
③ 情報収集手段の多様化の推進等	○ドローンの活用など、情報収集手段の多様化・確実化を推進する。また、災害時に必要な情報を伝達・収集するための各種防災関係システムの統合化や共通化について検討する。
④ 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備	○国の災害情報ハブ※ ¹ の取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である職員の人員・体制を整備する。
⑤ 交通渋滞による避難の遅れの回避	○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールの検討、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。
⑥ 災害対応力の向上	○大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないように交通ネットワークの確保対策を進める。 ○情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

※¹ 災害情報ハブ 災害対応に必要な情報を一元化して関係機関に共有する仕組みのこと

⑦避難勧告等の発令	○避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、市民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。 ○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平常時から周知する。 ○避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災支援システムを導入する。
⑧状況情報を基にした主体的避難の促進	○最大規模の洪水・高潮・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。
⑨避難の円滑化・迅速化	○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
西尾市防災アプリのダウンロード件数	8,148 件(2020 年 3 月)	30,000 件	1
ドローン飛行隊の人員数	4 名(2020 年 3 月)	15 名	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	西尾市防災アプリの導入	危機管理課	②,③
2	ドローンの活用	危機管理課	③

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5 - 1	経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態	
	①企業 BCP 策定等の促進	○個別企業の業務継続計画（BCP）については、商工会議所を始めとする企業団体や金融機関等と連携しセミナーや講座の開催を通じて、BCP の認知度・策定率の向上を図る。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した「BCP 策定運用指針」や県の「あいち BCP モデル」等を活用し、レベルに応じた BCP の策定を推進する。
	②耐災害性を高める施策等の推進	○効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化に加えて、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。 ○災害リスクに応じた立地の適正化について検討を進める。
	③道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進	○物流機能や燃料供給ルートの確実な確保を図るため、幹線道路ネットワークの整備や無電柱化など道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。 ○発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。
	④水の安定供給	○国や県と連携して水利調整や水資源の確保に努めるとともに、水道施設の早期復旧を図り、すみやかな供給が可能となる給水体制を目指す。
	⑤広域連携の推進	○道路ネットワークや水資源の確保にあたり、西三河防災減災連携研究会での広域連携による取組みを推進し、その成果を最大限活用する。
	⑥燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

⑦ 有害物質等の流出防止対策	○火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策の構築の指導を行う。 ○光化学スモッグ※¹等の有害物質が飛散する兆候がある場合、防災行政無線等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。
⑧ 交通施設の防災対策の推進	○災害時の代替性を確保し、本市における基幹的な交通ネットワークの機能停止を回避するため、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、震災対策及び社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。
⑨ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○地震や津波、洪水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討をする。
⑩ 輸送モードの連携・代替性の確保	○災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関との連携・協力体制を構築する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
西三河防災減災連携研究会ワークショップ実施回数/年	2回(2020年3月)	2回	1
危険物施設の立入検査実施率	100%(2020年3月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	西三河防災減災連携研究会	危機管理課	⑤
2	危険物施設の立入検査の実施	消防本部予防課	⑦

5-2	金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響		
① 郵便局舎における防災対策の推進	○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を促進するよう努める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。		

※¹ 光化学スモッグ 自動車からの排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物やVOC(揮発性有機化合物)が、太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし『光化学オキシダント』と呼ばれる物質が発生した主に白くモヤがかかった状態のこと

② 金融機関における 防災対策の推進	○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促進するように努める。 ○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。
-----------------------	---

5-3 食料等の安定供給の停滞	
① 食品産業事業者等の 災害対策の強化	○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発等を促進する。また、自立・分散型エネルギー施設の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性向上させていく。 ○災害時にも食品流通に係る事業を維持又は早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等との連携・協力体制を強化する。
② 農林水産業に係る 生産基盤等の災害 対応力の強化	○農林水産業に係る生産基盤等については、漁港施設の耐震化、耐津波性の向上等に加え、ため池などの農業水利施設の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、農水産物の流通拠点、直売所、生産基盤施設等の耐震化・長寿命化等を推進する。 ○担い手の育成の確保や農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。
③ サプライチェーン 輸送モードの強化	○物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
支援の対象となる中心的経営体 数（認定農業者、新規就農者、 基本構想水準到達者等）	419 人(2020 年 3 月)	380 人	1
農業交流人口（愛知県観光レク リエーション利用者統計）	764,837 人(2019 年 4 月)	1,000,000 人	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	農業経営体への支援	農水振興課	②
2	農業観光資源施設の整備	農水振興課	②

5 - 4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
①上水道、工業用水道 及び農業水利施設 の耐震化等の推進	○上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化の実施、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。		
②水の安定供給	○国や県と連携して水利調整や水資源の確保に努めるとともに、老朽管や浄水施設の更新を図り、安定供給が可能となる給水体制を目指す。		

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
老朽管の経年化率	23.1%(2019 年 3 月)	18.5%	1
志貴野水源送水場 浄水設備整備化率	44.8%(2019 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	漏水事故による断水防止等の為の 老朽管の更新による耐震化	水道整備課	①,②
2	安定的な自己水源の取水量確保をする為の 浄水設備更新	水道整備課	②

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1		電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	①電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化	○災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
	②石油燃料の確保	○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
	③自立・分散型エネルギーの導入の促進等	○エネルギー供給源の多様化のためにも太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として導入を推進する。
	④施設の耐災害性強化	○浸水する可能性がある主要な施設には、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施する。また、施設の自家発電等の導入に努める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
17万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施回数/年	1回(2020年3月)	1回	1
給油所の石油燃料に関する費用負担金支払い回数/年	1回(2020年3月)	1回	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	17万人市民まると防災訓練（西尾市総合防災訓練）の実施	危機管理課	①
2	給油所の石油燃料備蓄に関する費用負担	危機管理課	②

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	
①水道施設等の耐震化等の推進	○水道施設は、老朽化更新や漏水発生箇所の布設替えとともに、耐震化を着実に推進する。
②応急給水・上水道復旧体制等の強化	○広域での応急給水への支援を円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、早期復旧を行うための人員・資機材を確保するため、民間管工事事業者等との連携を強化する。 ○停電による長期にわたる給水機能の停止対策として、自家発電設備等必要な資機材を確保するとともに、民間事業者との連携による応急復旧体制を整備する。 ○応急給水マニュアルの見直しや応急給水用車両の整備等、応急給水体制を強化する。 ○災害時に生活用水を確保するため、災害時協力井戸を募集する。
③広域連携の推進	○工業用水等の県水は広域にわたる供給ルートを経由しているため、県企業庁及び西三河防災減災連携研究会など関係自治体等との連携を強化し対策を検討する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化率	51.1%(2019 年 3 月)	68%	1
加圧式給水車の整備	100%(2020 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	水道施設から指定避難所等までの管路の耐震化	水道整備課	①
2	加圧式給水車の整備	水道管理課	②

6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	
①下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実	○下水道施設については、耐震診断を実施することにより、耐震性の不足する施設を把握し、処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化、改築・更新の実施、非常時の電源確保等を推進する。 ○迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（BCP）の策定および継続的な改善による充実の促進を図る。

②下水道復旧体制等の強化	○復旧に係る支援を円滑に受け入れるための体制を構築するとともに、早期復旧を行うための人員・資機材を確保するため、民間事業者等との連携を強化する。 ○停電による長期にわたる汚水流下機能の停止対策として、自家発電設備等必要な資機材を確保するとともに、民間事業者との連携による応急復旧体制を整備する。 ○污水处理施設等が停止した場合を想定し、避難所に災害用トイレの整備や簡易トイレの備蓄の強化を実施する。
③広域連携の推進	○本市は矢作川流域下水道による污水处理を行っていることから、県及び関係自治体との連携を強化し対策を検討する。
④農業集落排水施設の耐震化等の推進	○農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。
⑤浄化槽の整備	○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。
⑥污水处理施設等の防災対策の強化	○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
下水道管路施設の改築実施率	0%(2020 年 3 月)	100%	1
主要な管渠の点検・調査実施率	60%(2020 年 3 月)	100%	2
ポンプ場の調査・点検実施率	0%(2020 年 3 月)	100%	
農業集落排水施設の調査実施率	63%(2020 年 3 月)	100%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	下水道管路施設の老朽化対策	下水道整備課	①
2	下水道管渠・ポンプ場の点検及び調査	下水道整備課	①
3	農業集落排水施設の耐災害性の強化	下水道整備課	④

6-4 鉄道等基幹的交通から地域交通網まで、陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	
①陸上・海上輸送ルート確保の強化	○輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。 ○道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。 ○港湾・漁港の護岸や岸壁、防波堤等の耐震改修を促進する。また、市営渡船の安全性の向上、機能強化を推進する。
②交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	○大規模地震発災後、交通情報を収集するとともに、迅速な緊急輸送道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を構築するよう努める。
③災害時における放置車両対策	○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。
④道路啓開など総合啓開の連携強化	○「中部版くしの歯作戦」※1について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。 ○がけ崩れによる孤立集落の早期解消を図るため、内陸部への啓開についても検討を進める。 ○佐久島への交通アクセスについて、災害時の代替機能の確保・強化を進める。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
岸壁等施設の耐震化率	0%(2020年3月)	100%	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	岸壁等の耐震化(栄生・佐久島)	河川港湾課	①

※1 くしの歯作戦 車が通れるだけのルートを切り啓く「道路啓開」作業(作戦)のこと

6 - 5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	
① 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進	○河川・海岸堤防、防波堤等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する。
② 災害対応の拠点となる施設の整備	○洪水等の発生時における河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動の拠点となる、河川防災ステーション等の整備を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
堤防の耐震化率	16%(2020 年 3 月)	30%	1
防災活動拠点の整備率 (河川防災ステーション)	0%(2020 年 3 月)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	堤防の耐震化	河川港湾課	①
2	河川防災ステーション整備事業	河川港湾課	②

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
①消防力の強化	○大規模火災の発生時に消火・救助・救急活動にあたる消防職員の人員の適正数の確保と、訓練等を通じた人材の育成を図るとともに、必要な資機材の整備・拡充を進める。また、同時多発的な大規模火災の発生に備え、消防相互応援協定など広域での連携を維持・強化する。
②救助活動能力の充実・強化	○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災会の充実強化、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
③火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。 ○避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。
④住宅・建築物の耐震化の促進	○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
⑤公共施設等の耐震化の推進・促進	○官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。
⑥感震ブレーカー等の普及	○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

⑦災害対応力の向上	○市街地などにおいては、地震により火災が発生した場合、多くの建築物が延焼・焼失することを市民・事業者等に周知し、被害拡大を防止するために、建築物の火災予防や消防訓練の啓発を推進する。 ○道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、監視カメラや道路管理用力カメラ等の活用を検討し、配備・訓練する。
⑧消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。
⑨消防団の体制強化	○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。 ○地域に密着し、即時対応力となる消防団等の充実強化を促進する。 ○地域の災害活動拠点である消防団詰所・資機材庫を始め、消防団車両や資機材の充実強化を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
市民への火災予防啓発実施回数/ 年	6 回(2020 年 3 月)	6 回	1
耐震性貯水槽の整備数	148 基(2020 年 3 月)	160 基	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	市民・事業者への火災予防啓発	消防本部予防課	⑦
2	耐震性貯水槽の整備	消防本部総務課	⑧

7-2	海上・臨海部の大規模災害の発生		
①港湾・漁港の災害対応力の強化	○港湾・漁港施設の応急復旧から港湾・漁港機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾 BCP・漁港 BCP の策定に努める。 ○関係機関による被災状況や災害対応体制等の情報共有を行う。		

②河川・海岸堤防の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐため、堤防の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切な維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境への配慮を行う。
③河川・海岸の水門等・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を関係機関と連携して推進に努める。 ○排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を関係機関と連携して推進に努める。
④有害物質の漏えい等の防止対策の推進	○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。

(重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
堤防の耐震化率	16%(2020 年 3 月)	30%	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	堤防の耐震化	河川港湾課	②

7-3	沿線・沿道の建築物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺		
①関係機関の連携	○沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。		
②沿道の住宅・建築物の耐震化等の促進	○沿道の住宅・建築物については、耐震化の必要性を周知し、住宅や建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。特に緊急輸送道路や優先啓開道路沿道の住宅・建築物の耐震化を促進するため、建物所有者への直接的な耐震化の指導・助言などの啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。 ○沿線・沿道の建造物倒壊による被害を回避するため、安全基準を満たしていないブロック塀等の改修を促進する。また、狭あい道路の解消に取り組む。		

③道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策	○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。
④危険な空家の除却等への支援	○危険な空家の所有者に対し、適切な管理を指導し、売却及び解体等対応方法を案内する。
⑤倒木等による被害拡大の防止	○沿道樹木が暴風等による倒木を原因とした長期停電や通行車両への被害を防止するため、事前の沿道樹木の伐採や倒木の除去を進めるため、電力事業者や林業関係者等との協定の締結を進め連携を強化する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
耐震診断・耐震改修の実施率	77.0%(2019 年 3 月)	95%	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	耐震診断・耐震改修の実施	愛知県 建築課	②

7-4	排水機場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生		
①ため池の防災対策の推進	○防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ため池の状況を速やかに把握するための水位計等の管理施設の整備やハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。		
②排水機場等の防災対策の推進	○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の耐震化を推進する。 ○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。		

③土砂災害対策の推進	○土砂災害に対する人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備について、関係機関に働きかける。 ○土砂災害に対して人的被害を防止するため、関係機関と連携して土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。 ○ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成などにより、警戒避難体制の整備を推進する。
④山地災害への対策	○森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備や森林の整備を組み合わせた対策の実施等の対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」※¹としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
⑤情報関係施策の推進	○Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、市民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
整備された森林面積	35ha	45ha	1

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	森林整備の実施	農水振興課	④

7-5	有害物質の大規模拡散・流出	
①石綿飛散防止対策	○地震により生じる石綿の露出による飛散を未然に防止するため、建物所有者に対し石綿の事前除去を促す施策を検討する。 ○石綿飛散による健康被害を未然に防止するため、分析調査や除去費の補助を推進する。	

※¹ グリーンインフラ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のこと

② P C B 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○保管中のP C B廃棄物※ ¹ の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、災害時に避難所等で活用する市有施設で使用・保管されているP C Bの早期処分を進める。
③ 高圧ガス施設への指導等	○高圧ガス※ ² の漏えい等を防止するために高圧ガス施設を把握し、適切な指導を行う。
④ 毒劇物の流出防止対策の推進	○毒劇物※ ³ 販売業及び業務上取扱者の立入監視等により漏えい防止措置等の指導を行い、地震防災応急体制の確立を促進する。
⑤ 有害物質の漏えい等の防止対策の推進	○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するために、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画策定等の事前対策の強化に対する啓発や、大規模な出火や有害物質の流出した際の周知体制の強化を推進する。

7-6 農地・森林等の被害による土地の荒廃	
① 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備	○ため池などの農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。 ○日本型直接支払制度※ ⁴ 等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。
② 適切な森林の整備・保全	○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。
③ 倒木等による被害拡大の防止	○沿道樹木が暴風等による倒木を原因とした長期停電や通行車両への被害を防止するため、電力事業者や林業関係者等との協定の締結を進め連携を強化し、事前の沿道樹木の伐採や倒木の除去を進める。

※¹ PCB 廃棄物(ポリ塩化ビフェニル)(Poly Chlorinated Biphenyl) ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったもののこと(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く)

※² 高圧ガス 高圧ガス保安法(第二条)によって定められている一定の圧力以上のガスのこと

※³ 毒劇物 「毒物」は、毒物及び劇物取締法第二条(定義)別表第一に掲げる医薬品及び医薬部外品以外のもの
「劇物」は、毒物及び劇物取締法第二条(定義)別表第二に掲げる医薬品及び医薬部外品以外のもののこと

※⁴ 日本型直接支払制度 農業の持つ多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。多面的機能支払(地域の共同活動を支援)、中山間地域等直接支払(条件不利地の農用地)、環境保全型農業直接支払がある

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
支援の対象となる中心的経営体数 (認定農業者、新規就農者、基本 構想水準到達者等)	419 人(2019 年 3 月)	389 人	1
整備された森林面積	35ha	45ha	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	農業経営体への支援	農水振興課	①
2	森林整備の実施	農水振興課	②

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
①災害廃棄物の仮置場の確保の推進	○発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。
②災害廃棄物処理計画の充実等	○「災害廃棄物処理計画」に基づき、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
③ごみ焼却施設の災害対応力の強化等	○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。 ○老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。 ○処理施設がない離島については、本土側への移送が必要となることから、大量輸送手段を確保する。
④災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理	○PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。
⑤災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携	○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、廃棄物担当部局、ボランティア支援本部を運営する本市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。
⑥住宅・建築物の耐震化の促進等	○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
災害ごみ仮置場候補地	12.93ha	45.95ha	1
耐震診断・耐震改修の実施率	77.0%(2019年3月)	95%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施策名	担当課名	推進方針番号
1	災害廃棄物処理計画	ごみ減量課	①,②
2	耐震診断・耐震改修の実施	愛知県建築課	⑥

8-2	地域住民を始めとした復興を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
①復旧・復興を担う人材等の育成等	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。 ○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取組を推進する。 ○本市の未来を担う小中学校の児童・生徒に防災教育を実施する。また、学校、行政、自主防災会が連携した地域における防災活動を推進する。	
②地方行政機関等の機能低下の回避	○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。	
③事前復興、復興方針・体制づくりの推進	○被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。 ○事前復興まちづくりの取組を促進する。 ○ふるさと応援寄附金の使途に「西尾市復興に関すること」を追加し、全国からの寄附金を募り、被災後の復興全般に充当する。	
④災害ボランティアの円滑な受入	○社会福祉協議会と連携し、被災後の市民の日常生活の復旧に不可欠な災害ボランティアの活動を効率的にコーディネートする西尾市ボランティア支援本部の運営を行う災害ボランティアコーディネーターを養成し、センター開設・運営訓練などを通じ人材の育成を行う。 ○市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。 ○ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。	
⑤円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保	○遺体の処置を円滑に行うため、遺体安置所や各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。	
⑥医療機関の耐災害性の向上	○被災地の医療の喪失が、市民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては市民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
総合型地域スポーツクラブの 会員数	2,276 人(2020 年 3 月)	2,800 人	1
西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し回数	1 回 (2020 年 3 月)	1 回	2
ふるさと応援寄附金の寄附金額	4 億 4 千万円 (2020 年 3 月)	10 億円	3
西尾市ボランティア支援本部の 設置・運営訓練実施率	100%(2020 年 3 月)	100%	4

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興課	①
2	西尾市業務継続計画 (BCP) の見直し	危機管理課	②
3	ふるさと応援寄附金の使途追加	企画政策課	③
4	西尾市ボランティア支援本部の設置・運営訓練	地域つながり課	④

8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	① 浸水等の被害軽減に資する対策の推進	○地震、津波及び風水害等による浸水対策等を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する対策を推進する。 また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。 ○市町村間の応援協定の締結や受援マニュアルの策定など、受援体制の整備を促進する。
	② ゼロメートル地帯等の河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○河川堤防等の耐震化、長寿命化などを関係機関と連携し、推進する。
	③ 地籍調査の促進	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の地籍調査を推進する。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
津波災害警戒区域の示された津波ハザードマップの作成率	0%(2020 年 3 月)	100%	1
想定最大規模の浸水想定区域が記された洪水ハザードマップの作成率	0%(2020 年 3 月)	100%	2
堤防の耐震化率	16%(2020 年 3 月)	30%	3

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	津波ハザードマップ作成事業	危機管理課	①
2	洪水ハザードマップ作成事業	河川港湾課	①
3	堤防の耐震化	河川港湾課	②

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	
①罹災証明書の迅速な発行	○迅速な罹災証明書発行事務を行うため、被災者台帳の整備や被災家屋調査業務に従事する職員の研修などを通じた人材の育成に取り組む。 ○過去災害では、被災家屋調査業務や罹災証明書の発行事務には多くの人員を要することが把握できており、発災後速やかに他自治体への応援職員の要請ができるよう、事前に受援体制を整備する。
②仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
③既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者が早期に住居を確保することができるよう、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストック※¹の活用を図ることができる体制を整備する。
④自宅居住による生活再建の促進	○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできるよう、早期の国や県の被災者生活再建支援制度及び本市の被災者生活再建支援金等の活用に係る体制を構築する。

※¹ 既存ストック 既に市内にある整備済みの都市施設や、市街地内の未利用地、使用されていない工場や倉庫などの空間や施設および文化・歴史の資源、観光資源などのこと

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
公営住宅等ストック総合改善事業 実施件数	3 件(2020 年 3 月)	随時対応	1
対象者への被災者生活再建支援金 の支給率	— (0 件)	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	公営住宅等ストック総合改善事業	愛知県 建築課	③
2	被災者生活再建支援金	福祉課	④

8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
	①文化財の耐震化等の推進	○石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。	
	②地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	○災害が起きた時の対応力を向上するため、平時から自主防災会の活動支援等を通じた地域コミュニティ力の構築を推進する。 ○防災訓練や防災教育を通じた防災コミュニティづくりについて、自主防災会、行政、学校など多様な機関が連携し充実を図る。	

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
文化財保存活用事業の進捗率	17%(2020 年 3 月)	100%	1
資料館、塩田体験館、 尾崎士郎記念館、旧糟谷邸の 長寿命化事業の進捗率	0%	100%	2

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	文化財の耐震化	文化財課	①
2	資料館、塩田体験館、尾崎士郎記念館、 旧糟谷邸の長寿命化改修	文化財課	①

8-6		事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	①地籍調査※ ¹ の推進等	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、市街地等の地籍調査を推進する。
	②所有者不明土地への対策	○所有者の全部又は一部が不明な土地について、所有者の探索を合理化する仕組みの普及等を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。
	③復興体制や手順の検討等	○被災後に早期かつ的確に復旧・復興できるよう、復興に関する体制や手順の検討、事前復興まちづくりの取組等を促進する。 ○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(主な重要業績指標)

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025年度末)	
①「にしおじかん」(または移住定住関係)ホームページアクセス数	①1,000 件/月	①1,200 件/月	1
②「にしおイズム」ホームページアクセス数	②－	②1,200 件/月	
③「にしおイズム」フォロワー数	③1,000	③3,000	

(主な個別具体的施策名)

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	シティプロモーション事業	秘書広報広聴課	③

8-7		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による地域経済への甚大な影響、企業流出と人口減少
	①風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化	○災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。
	②企業における BCP の策定の促進	○事業継続計画（BCP）の策定が未策定となっている企業に対して BCP の策定を促す。

※¹ 地籍調査 主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと

③災害に強い民間物流施設の整備促進等	○大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の事業継続計画（BCP）の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。
④広域連携の推進	○西三河地域の企業流出を防ぐために、県企業庁及び西三河防災減災連携研究会等関係機関との連携を強化し対策を検討する。

（主な重要業績指標）

取組指標	数 値		下記施策番号
	現状値	目標値(2025 年度末)	
広告掲載料（現物給付のものは作成費用に換算）	12,432 千円 (2020 年 3 月)	10,000 千円	1
ワークショップ実施回数	2 回	2 回	2

（主な個別具体的施策名）

番号	施 策 名	担当課名	推進方針番号
1	広告掲載事業	企画政策課	①
2	西三河防災減災連携研究会	危機管理課	④



【西三河防災減災連携研究会】

第6章 横断的分野ごとの強靱化施策の推進方針

施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策について、4つの横断的分野ごとに推進方針を以下に示す。

各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

6-1 リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく国・県・市、民間事業者、市民等全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築くことで被害の減少を図る。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の町内会、自主防災会等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害の減少を図る。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する市民の意識を高めるため取組を継続する。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の市民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、万一の際、復興事業を円滑に実行できるよう、復興ビジョンの平常時からの検討に努める。
- 防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により活性化を促す。

(民間投資の促進)

- BCPの策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。その際、地域強靱化に貢献する商品やサービス等が市民にわかるよう必要な普及啓発を推進する。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

(要配慮者への対応)

- 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、福祉避難所等の確保、災害時医療機能の確保等を図る。

(災害対応業務の標準化等)

- 大規模自然災害発生時には、本市と国・県や関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。

(共助社会づくり)

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性^{ぜいじゃくせい}の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。また、地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成する。

(避難の円滑化、迅速化等)

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた防災リーダーを育成する。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、津波避難タワーの整備を進め、指定避難所等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・高潮・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、最低限、人的被害防止につながるハザードマップを作成し、浸水想定区域を公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。
- 水害に直面した際に市民が正しい行動に移せるよう、市民目線の情報提供と、自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

6-2 人材育成

(人材の育成と技術的支援体制の整備)

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育を推進する。
- 東日本大震災等での事例等を踏まえ、災害ボランティア受入体制を整備する。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、広域支援などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。
また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 道路啓開・航路啓開など総合啓開、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保を図る。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の BCP の策定を促進する。
- 災害に関する専門家の育成や、大規模災害の経験、教訓、研究成果を現場に活かしていく人材の育成等を進める。

(指導者等の育成)

- 災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を推進する。
- 防災ボランティア活動の後方支援等を始めとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。特に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

6-3 老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化を踏まえ、限られた財源の中で公共施設の老朽化に対応するため、西尾市公共施設等総合管理計画（2017 年 3 月策定）に基づき、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというPDCAサイクル^{※1}を構築する。
- 故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

6－4 産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、本市を始め関係団体及び民間企業の連携体制や応援体制を構築する。

(産学官民の連携)

- 道路・航路啓開など総合啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援助物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を推進する。
- 民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各種計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 当地域の強靱化に係る課題等について、継続的に議論される場を整備するとともに、この地域における防災・減災に関するシンクタンク機能を関係機関に働きかける。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO 及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。
- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を推進する。また、インフラ・ライフラインに関する事業者が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等と協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、災害に対応するための取組を推進する。

^{※1} PDCA サイクル Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返していくことにより、業務を改善していく手法

(広域防災拠点の整備等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点を関係機関と連携して確保に取り組む。

(西三河防災減災連携研究会の活性化)

- 西三河 10 市町で地域の強靱化に向けた様々な検討を進めるとともに、万が一の際に、連携して防災減災活動を展開できるよう、市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいとため、本市における官民の連携協力を日頃から推進する。

第7章 計画推進の方策

西尾市の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

7-1 計画の推進体制

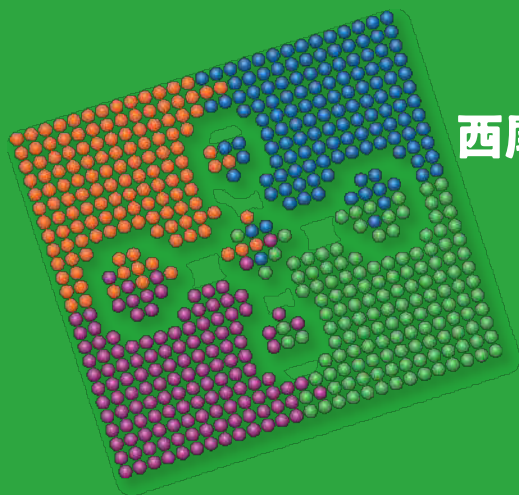
本計画の推進にあたっては、西尾市防災会議にて報告を行い、意見・助言を受けるものとする。また、関係課等と推進・検討体制などについて、連携を図る。

7-2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することを含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、「西尾市総合計画 実施計画書」など、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

7-3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。



西尾市国土強靱化地域計画 2020^{R2} ▶ 2025^{R7}

2020年(令和2年)8月発行

編集／発行 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地

TEL：0563-65-2137(直通)・0563-65-2138(直通)

URL：<https://www.city.nishio.aichi.jp/>